

平成30年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月25日 午前10時00分		
	閉 会	12月25日 午後6時12分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹	社会教育課補佐 兼社会教育係長	玉 城 繁
	社会教育課長	与 那 満		
建 設 課 長	嶺 井 雄 二			

## 平成30年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

平成30年12月25日（火曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第45号	今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議案第46号	今帰仁村立学校設置条例及び今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第48号	平成30年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について	質 疑
4	議案第49号	平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について	質 疑
5	議案第50号	平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	質 疑
6	議案第41号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
7	議案第42号	今帰仁村公共施設等総合管理基金条例の制定について	討論・採決
8	議案第43号	今帰仁村健康長寿むらづくり条例の制定について	討論・採決
9	議案第45号	今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
10	議案第46号	今帰仁村立学校設置条例及び今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について	討論・採決
11	議案第48号	平成30年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について	討論・採決
12	議案第49号	平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について	討論・採決
13	議案第50号	平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	討論・採決
14	議案第51号	平成30年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
15	陳情第3号	普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情	説明・質疑 討論・採決
16	意見書第2号	米軍普天間基地の5年以内運用停止の遵守を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
17	決議第6号	閉会中の議員研修に関する決議	説明・質疑 討論・採決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	
19		閉会中の所管事務調査申出書（総務文教委員会）	
20		閉会中の所管事務調査申出書（経済建設委員会）	

## 平成30年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号の追加1

平成30年12月25日（火曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	決 議 第 5 号	「議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」に対する附帯決議	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決

○ 座間味 薫 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お伺いします。

提案理由では、今帰仁村体育施設等について、指定管理者に管理を行わせることができるようにするとともに、体育施設及び村民の浜の使用料の設定等を行う必要があるため、この議案を提出します。とありますけれども、3ページからいきます。

この現行と改正の真ん中(4)「花火等の爆発物その他の危険物を持ち込むこと。」を禁止すると書いてある。現行には「花火」はありませんけれども、追加で「花火」がありますけれども、説明を求めます。

それと4ページには、現行にはないのが出て「(5) バーベキュー等火気を使用すること。」ができるとありますけれども、今までバーベキューはできなかった、このバーベキューはどういった方法でやるのか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 10番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

1つ目は、3ページの花火の持ち込みが加えられたかということの件ですが、花火については、どうしても村民の浜の隣接している保安林、そして原野、そういったもろもろに飛び火する可能性があるということで、それを明確にしているところでございます。

4ページの(5)につきましては、バーベキュー等の件でございましたけれども、以前までは県のほうでまず今帰仁村の条例にもうたわれておりましたけれども、県のほうとも調整をいたしまして、今帰仁村の条例で改正できるということの報告を受けました。それによって、バーベキューの現在ある東屋とか、そういった場所において、バーベキューが可能であるということで一部改正をということで追加しております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 提案理由には村民の浜の使用料の設定等とありますけれども、バーベキューすることによっては、使用料は発生しないということによろしいですか。下にはいろいろとあって1万円出るところもありますけれども、場所の飲食物等々で、バーベキューは自分で持ってきてバーベキューをすることにおいては使用料はいらぬということでもいいですか。バーベキューの使用料は書いていませんので、バーベキューをすることによって、いくらか何か発生するのか。自分たちで持ち込みをして、道具も大体やる方が多いんですけれども、バーベキューはオーケーだけど、使用料は出ないということでもいいですか。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

4ページの別表第2のほうに、飲食物等の販売、物品等の貸出、その他に類する行為ということで、新たに追加していますが、1万円以内での規則で定める額ということで、今回使用料ということで、取れるような形に持ってっております。持ち込みの件については、使用料については1万円以内での規則で定める額と、4ページのほうに追加で定めております。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 飲食物等の販売やるときは、お金が出るということですが、自分たちで持ってきたときはバーベキューをする個人、団体はこのバーベキューをすることによって、使用料は出ないということですよ。こっちで販売したときは1万円出るけど、自分たちで持ってきて、自分たちでやる時は出ないということ。これ確認しておかないと、私らがバーベキューをする。できなくなった場合はやりますので、バーベキューできないのがネックだったので、バーベキュー自分たちでやる時は、浜の使用料は出ない。こっちに設定されていませんので、それでいいですね。追加はないということでの確認です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時07分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時09分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

持ち込みについては、これは使用料取れないのかということでございましたけれども、先ほど説明した中で、4ページの持ち込み、飲食物等の販売、その他に類する行為には該当はしないということでございまして、個人的に持ち込んで実施する行為は、無料になります。しかし許可とか、申請とかということもございまして、これも検討しながらやっていく予定でございます。自分で持ち込むというのは、使用料はないということです。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの10番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 下の飲食物等の販売、1万円以内だと書いていますね。販売、物品等の貸し出し、その他はこれに類する行為ということですか。こっちで営業した場合と私は認識していますが、だから今、確認なんです。人が多く、バーベキューする人たちが来たら、こっちで将来販売、貸し出しする可能性があるから、これ決めていると思いますが、だからこれ確認をしたくて、今質疑しています。個人的に持ってきて、道具もセットしてやった場合は金が出ないということで、住民から聞かれたときは報告していいですねという確認なんです。今の課長の答弁で大体、わかりますけれども、これ認識分けておかないと。村民から聞かれた場合は、「バーベキューできますよ」と言って、「金出るか出ないか」と話ししますので、今確認のために聞いていますので。個人的に持ち込んだときは、もう金が出ないということで認識してよろしいですね。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

個人的には持ち込んで、所定のところでやる場合がありますけれども、それについては取れないというような状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時11分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時11分)

ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第45号について、質疑いたします。

この提案理由の中にもありますけれども、今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、これ条例が2つあって、これをひとくくりで提案されているんですけれども、この辺の説明と。

2ページ、第6条この中で追加されたのが3ページの別表第9であると認識しておりますけれども、この別表第9の中で、利用区分、別表第2から別表第7までに定めのない使用をする場合、これのどこを何を想定しているのかですね。そのこの利用料1平米あたり1日につき50円、これの測り方、どのぐらいの面積を借りるのかという。この平米の測り方。これの説明を求めます。

それと4ページ、先ほどもありましたけれども、確認なんですけれども、許可をもらえたらこのパーベキューが無料になるということでありましたが、これ指定管理者の収入とか、そういうものにもつなげないといけないと思いますけれども、これ村の条例で無料になると。今この場で決めてもいいのかどうかですね。説明を求めます。

それとこの別表第2の追加されているところ、飲食物等の販売という、下のほうの欄ですけれども、これもどのようなことを想定されて、ここにあげられているのか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時14分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 8番與那勝治議員の質疑について、説明いたします。

まずはじめにひとくくりになぜ改正をしたのかということでございましたけれども、これまで別表第1のほうで、条例の中で全てばらばらになっていたものを今回、村民の浜も含めグラウンド、一つにまとめたということでございます。

2ページ目の第6条のどこを示しているのかということでございましたが、それにつきましては、追加でございますけれども、別表第2から別表第7までの明記されていない部分です。例えば多目的広場やイベント広場などの目的で占有使用する場合について、使用料を徴収できるように追加したものでございます。その計測の仕方といいますか。これは以前、子ども広場をつくった図面等がありますけれども、例えば占有する場合に1平方あたり50円ということで捉えています、CAD(キャド)で図面の中から計測し、これを規則で定めていくという形で今、とっております。

飲食物の販売、物品等にこういったものがあるかということでございましたけれども、夏にはかき氷とか、冬利用する場合には、温かいおそばとか、そういったものがそこで販売ができるようにということで、もしする場合に1万円以内での規定で定めるということで、追加しております。

先ほど答弁漏れがありました。2つの条例を1つに改正をしたのは指定管理とされる目的が一緒だったので、2つの条例を1つにまとめたということです。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時18分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時22分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 8番與那勝治議員の質疑に対して、ご説明いたします。

バーベキューの持ち込みについては、今回条文として有料にできる欄を設けておりませんので、持ち込みをもし認めることになれば無料ということになります。そもそも村長の許可を得なければならないという条文になっておりますので、一般的に今イメージするような、「ちょっときょう天気がいいから、じゃあウッパマでバーベキューをやるか」というので、村民の浜に来てもらって大丈夫かどうかという、そこは指定管理者とよく相談の上になりますので、もしかすると相当絞った条件でしか許可をしないことになるかもしれないです。またはバーベキューどんどん来てもらって、むしろ飲食物の販売とか、お肉とかドリンクをもっと売るといふ稼ぎ方をするほうがいいのか。それはちょっと指定管理者と実際には相談をしながら進めていくことになると思います。制度上は、バーベキューはもうできるようにだけとりあえずしておこうというのが、今回の改正趣旨であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 まず1つ目ですけれども、この2つの条例をひとくくりで提案した。これは今後これひとつとして考えて、よろしいということでしょうか。

それと3ページ、別表第9どこを想定しているかというところで、多目的広場とか、その辺の例も挙がったんですけど、今こう老人クラブがグラウンドゴルフとか、そういうことを行っているんですけども、これからはこの施設を使用するに当たって有料になっていくと想定されるんですけども、その辺の答弁ですね。

それと平米あたりいくら。これはキャドで計測するというふうにあったんですけども、申告するものと、どこどこ使えますよという申告するものと、実際使われるものと、多分少なく申告すると思いますけれども、この辺が多少であればいいと思いますが、かなりの範囲で違ってくるようなことも想定されるのかなというふうにも思うんですが、平米あたりではなくて、ある程度見た1区画あたり、広い面積これ設定するほうが利用料としてはいいのではないかと考えますが、見解を伺います。

それと4ページ、副村長から答弁をいただきましたけれども、利用料、その他については指定管理者と決めていきたいとおっしゃっていました。まさしくそのとおりであるかと思いますが、もちろん無料にこしたことはないと思いますけれども、ごみが発生して、指定管理者としてはもうただ掃除をするだけ。何のメリットもない。そういうふうになりかねませんので、せっかくいろんな例があって、何が正しいかというのは出せませんけれども、こう含みを持たさないといけないと思いますので、先ほどの説明の中では無料であるところの限定されてしまうと、何の含みもないので、その考えでよろしいかと思います。

持ち込みの場合、「持ち込み禁止」とか、いろいろとあると思いますけれども、持ち込み禁止にはやはりしてほしくないというところもあります。なので指定管理者とやはり詰めて、この辺は金額とか含め、



この辺はぜひ検討していただきたいと考えます。このバーベキューの件は、もうよろしいので、その他の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

運動公園、村民の浜、1つとして考えているのかということでございましたけれども、これまではばらばらでございましたので、1つでまとめて指定管理者にお任せしたいというような形をとっております。

3ページのイベント広場とか、そして多目的広場の設定といたしますか。先ほども言いましたけれども、1平米を事前に設定をして、規則に載せて我々また進めていきたいというところがございます。

使用されていない部分とか、そういったところも、指定管理者がやはり利益を得られるような箇所についても、そういった部分を設定して申請許可を出すような予定に考えております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 おおむね理解はいたしました。区画というか平米のところ、2ページ、3ページの別表第9のほうになるんですけれども、これ申請を受けて、ある程度平米確認をして、利用料を出すと。これは利用されている状況というのは、やはり確認すべきだと思いますけれども、この辺の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、ご説明します。

利用の確認でございますけれども、議員がおっしゃるとおり、それを確認しながら、これを進めていきたいと。この区画ということでしていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第45号について、質疑いたします。

1ページのところに、今回から指定管理者に移行するという流れの中で、臨時の休業日の決定等というところがありますけれども、これ指定管理者になって、毎週月曜日が定期的に休みになってはいますが、今後、指定管理者に移行すると、これは指定管理者が今後、休館日等を決定していくのか。もう最初から決まっているのか。お伺いいたします。

それとこの4ページの第2条の変更の、先ほどからバーベキューに関していろいろと確認をとってまいすけれども、これは無料で今のところ考えていると。場所などはもう浜でもいいのか。それとも指定された区域内で行う予定でいるのか。この辺細かく再度、質疑いたします。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 5番座間味議員の質疑について、ご説明いたします。

1ページの指定管理者の業務の範囲の一部ということで捉えていますが、休業日の決定、それと台風時とか、暴風時の決定、そういったのも指定管理者のほうで決定はできるような、月曜日は云々ということではございません。

バーベキューの指定されている場所はどこかということでございましたけれども、これもこれから指定管理者になる皆さんとのこれからの協議になっていくかと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 いまの答弁の中で、休業日に関しては、指定管理者と調整していくと。結構、月曜日というのが、実は学校等の振り替え休日とかになって、いろいろと子供達や保護者の中から、「月曜日の休みというのは、ぜひかえていただけないか」という要望があったんです。やはり朝から子供達が体育館で思いきり遊びたいと。この前の健康長寿村でしたか、その中でも村民の健康増進とか、そういったいろいろな目的の条例を定めたので、ぜひ子供達が利用しやすいようにするためにも、月曜日の定休日、休館日に関しては、いろいろ地域の方の意見も踏まえて、指定管理者と調整をしていただきたいと。ずっと月曜日だけにこだわるのではなく、それはぜひ調整をして決定をしていただきたいと。

あとはバーベキューの件に関しましては、今後調整をしていくということで確認をしました。それはそれでよろしいと思います。

再度、もう一度その休館日に関しての見解を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時34分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

第3条の2の休館日の件につきましては、学校等の子供達の授業に合わせての年間計画を振り替えができるかということ、今後月曜日開けるか、閉めるかという検討についても、それもまた検討が必要かと思っております。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 ぜひですね今、答弁にありましたように、子供達の振り替え休日やまたそれだけに限らず、いろんな方々の利用者からのニーズを捉えて、月曜日が休みだというありきではなく、ニーズをと捉えながら、この休館日の設定、指定管理者との調整も図って、今後やっていただきたいと思っておりますので、ぜひこの調整のほうを検討していただきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第45号について、質疑いたします。

これは指定管理に移行する流れの中での条例改正だと理解しておりますけれども、現在、管理委託業務だと思いますけれども、この委託管理から指定管理制に移行するにあたって、これは本来、指定管理というのは、村として民間の力を借りながら、財政負担を減らしていく目的も大きいと思いますけれども、その辺、委託料から指定管理になると、村としてのこの管理者に対する歳出は、どのように考えているのか。伺いたいと思います。

またこれ平成31年4月1日からとなっているんですけども、これ指定管理に移行するのは、いつごろから想定されているのか、伺います。

またこれ使用料を明記されているものが多く出てきていますけれども、その使用料の計らいは、これは全部指定管理者の運営費に当てることができるのか。お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時37分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時38分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 2番上原祐希議員の質疑に対して、ご説明いたします。

まず一つ目は、委託管理から指定管理に移行するに当たって、かかる費用が安くなるのかどうかということがありましたけれども、現在、委託管理でお願いしている業務と、その指定管理になってお願いする業務がふえたりですとか。また今、職員を1名常駐しておりますけれども、それを運動公園からも常駐をやめます。今、村の職員がやっている仕事を指定管理者のほうにお願いするとなつて、その委託管理を今やっている業者よりも、指定管理者のほうの仕事がふえることが想定されますので、一概にその金額が今よりも安くなるというふうに行くかどうか。ちょっとこれから財政上、調整もあると思っておりますが、ただいずれにしても、その指定管理者がこれから、これまでにできなかった自主事業をいろいろとやってみてもらって、それで収益を上げていくことによって、指定管理料はそんなに全部、かかる費用を丸々指定管理料としてお渡しするのではなくて、業者自身が稼いでカバーするというようにもできるようになりますので、長い目で見ると金額がどんどん下がっていくことを期待しているのが、今回の指定管理の移行であります。

あとは指定管理の移行については、今のところ来年4月に新年度から移行できるように、今作業を進めているところであります。

それから使用料については、指定管理者の収益になるかどうかということについても今、調整をしているところでございます。ちょっと指定管理者とも相談しながらやっているところでありますので、とりあえずまだ現段階ではちょっとお答えしかねる状態であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 委託管理から指定管理するメリットといたしますか。ねらいというのは、まさに副村長の答弁で理解いたしました。まさにそのとおりであると思っております。であれば、やはり使用料等も民間にしっかり入るような流れをつくっていただいて、まさに管理者が自主事業、さまざまなイベント等も誘致しつつ、お金を得る、活動することで財源を確保していただくという流れをする中で、行政の歳出を抑えるというところもねらいとしてあるということでも理解いたしました。ぜひそうしていただけたらと思っております。

これ村民の浜も今回ひとつになったということでも理解しておりますけれども、大変ここが収益を上げるには、今後伸びしろがあるところなのかなと理解しているところでありますけれども、4ページの別表第2表の中でも、これまでなかった飲食等の販売、物品等の貸出、その他これに類する行為ということで、今後の活用の幅が広がっていると理解しているんですけど、これは今は7月、8月と期間がすごく定められていると理解しているんですけど、これ指定管理になることによって、この期間等も撤廃されて、年間通して活用できる状況にあるのかですね、確認したいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの上原議員の質疑について、説明いたします。

村民の浜も年間を通して活用できるのかということでもございましたけれども、それ年間を通して、浜の利

用というのも今、検討をしているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 年間通してになると調整を受けるということでもあります。その中で今後、先ほどからも出ていますバーベキュー等も含めて、村長の許可を得ればできるという流れになるということでもありますけれども、その際、今の期間以外の例えば9月、10月、11月とか、その辺の期間でも今後バーベキュー等もできるようになれば、今の委託管理によれば期間が決まっている期間だけ、人件費等が出ますけれども、年間通してその辺の管理も見ていくことになると思います。その辺もぜひ、管理者の負担も考えながらぜひ、やっていただきたいところでもあります。その辺村としてどのようにお考えかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

議員がおっしゃるとおり、冬場も開けられればバーベキュー等もその期間以外にも管理ができればいいなということで、村当局もそれを検討しております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時44分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時45分)

ただいまの2番 上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今回、指定管理に移行するということで、やはり言葉だけの指定管理のときに、なかなかうまくいかなかった事例もあったりする中で、今後今の委託業者になるかどうかわかりませんが、今後指定管理の業務もふえる中でこの辺、行政負担も減らしつつ、民間の力を借りながら、というねらいがあると思うんですけども、これは体育館等、こういう公共施設の管理費等も今後いろいろと生まれてくる中で、大変難しいところだと思いますけれども、ぜひやはり村も民間業者もお互いでウイン・ウインの関係を築くことが大変重要だと思っております。その辺今の村と管理者、想定される管理者との状況、または今後そういうふうにしっかりと運営なされないと意味がないと思っているんですけども、その辺の今の当局が考えているお考えをお伺いしたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 2番上原祐希議員の質疑に対して、ご説明いたします。

村といたしましても、指定管理に移行するに当たり、財政面も見つつ、かつそのサービス面でもしっかりしたものになりつつ、指定管理者自身についても、あまりにも厳しい経営になるということではなくて、お互いに指定管理者にとっても収入がふえるような仕組みをつくり、村にとっても、財政負担が軽くなりつつ、サービスが向上していくといったところをウイン・ウインの関係を目指して検討を進めていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第45号、質疑いたします。

これまで大体、質疑の中で理解はしているんですが、4ページのバーベキューの件なんですけれども、

これは村長の許可を受けてバーベキューができる。ということではありますが、この許可を得るためには、いろいろと手続があると思うんですけど、体育館のほうで申請をして、教育委員会に出すのでしょうか。それとも総務課のほうに出すのか。その辺の答弁を求めます。

そうなった場合、この申請を出してから結構時間がかかると思うんですが、その辺の見解。あと、先ほど副村長の答弁の中で、「きょう、天気がいいから、家族ですぐバーベキューしに行こうか」というのは、想定していないという答弁がありました。であれば、どういったことを団体といいますか。どういったものを想定しているのか。伺います。

○ 座間味 薫 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 3番與那嶺 透議員の質疑に対して、ご説明いたします。

先ほど、もしかしたら私の発言の仕方が悪かったら、後で議事録を修正したほうがいいのかもかもしれませんけれども、「きょう、思い立ってやる」というふうになるかどうかはわからない。そこはその指定管理者ともよく相談をしながら、どういったサービスにするかどうかを考えていくというふうな趣旨で訴えたつもりでしたので、場合によっては、きょう来て出せば、すぐその場で許可が出せるというサービスにするかもしれないですし、そういった形はいろいろとすぐにはできないということであれば、そういった手続の仕方ではなくて、慎重にちょっと何日間かいただいてという、事前にどうして広くバーベキューを、パーティーをやりたいとか、1カ月前くらいに言ってくれば、例外的に認めるみたいなやり方にするのか。そこはちょっと、どういったやり方にするのかも含めて、指定管理者と調整をしながら考えていくということになるかと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時52分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 3番與那嶺 透議員の質疑に対して、補足でご説明いたします。

現在、村民の浜の条例のほうについては、指定管理者にもう既に指定管理をお願いできるような条文ができておりますけれども、村長の許可を得なければならぬというところについては、指定管理者の許可というふうに読みかえることとなりますので、毎回実際に村長まで上げるということをするにはなりません。ただ、許可の仕方について、指定管理者のほうで検討するとき、どのくらいちょっと慎重にやるかという運用の仕方については、これから調整するということがあります。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 大体理解できました。

これは申請を受けてからスピード感を持って、やりきれればいいのかと思っております。このほうが使い勝手、自由度もいいし、そのほうが利用者がふえるだろうと思っております。

先ほどの質疑とも関連するんですが、この使用料といいますか。無料なのか。含みを持たした答弁だったと思うんですが、この辺ですね、例えば東屋があります。東屋1軒につき1日、この開場時間が9時から夜の7時までなんですけれども、この1日あたりいくらというふうに貸し出したほうが、指定管理する側としても、呼び込みとか営業とかもやりやすいでしょうし、業者もここでいくらやれば自由度がいろ

いゝそこで楽しめるのではないかと思っておりますが、その辺の見解。

あと、ごみとかそういったものも恐らく出てくるかと思ひます。炭だったら、もう完全に消してから処理するんですけれども、この辺は管理者がやるのか。それとも利用者がやるのか、ごみの持ち帰りとかが定められているのか、お伺ひします。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 3番與那嶺 透議員の質疑について、ご説明いたします。

今帰仁村民の浜設置及び管理についての条例規則のほうに、第5条でございますけれども、東屋のほうに1区画2,000円というふうに定められています。そういったところを利用できたということを検討しているところでございます。

それと炭を使つての許可が出せるのかということ、現在やはりガスコンロ、名護市の方法で今検討しているところでございますけれども、炭とかそういったものを使われるということには、許可は出さないようなという方向で今、考えております。

ごみの持ち帰りについては、やはり利用する方がごみを持ち帰るとするのが普通でございますので、そういった検討をしているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第45号について、質疑いたします。

3番議員と重複するかもしれませんが、火気を使用するときだけ村長の許可を得るとの答弁なんですけれども、その下のいろいろな競技会、展示会、集会、その他もろもろそのときには、指定管理の許可さえいただければ、よろしいのか。答弁を求めます。

それと海水浴場としての許可申請、認定はいつごろ、もちろんやるとは思ひますけれども、そちらのほうは指定管理者で行うのか。村が行って申請していくのか。

それと4月1日から指定管理へ移行するということでしたが、指定管理の期間、そして管理の資格、そこら辺のそれと指定管理者がビーチチェア、パラソル、貸し出し等も行って、その収益をすべて得ても可能なのか。自主努力のもとで、そういった営業活動をして、それをすべて収益になるのか。その辺の答弁を求めます。

指定管理について、公募を行うと思ひますけれども、その公募期間ですね。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時11分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 9番山城 太議員の質疑に対して、ご説明いたします。

質疑のうちの一つ、火気以外の集会等の開催についての許可についてですが、こちらについても指定管理者の許可を得ていただければ、開催できるということになります。

それから海水浴場についての申請については、手続はどのようになるのかということですが、こちらは

公安委員会のほうに指定管理者から届出をするという流れになっていくかと考えております。

それから指定管理の期間や指定管理者の資格については、現在、検討中であります。あわせて指定管理の公募期間がどうなるのかということにつきましても、現在検討中ではありますが、それは公募しないことも含め、検討中ということであります。

それからあと、指定管理者がパラソル等の貸し出し等を行って、それを収益にすることができるのかというご質疑については、それも可能であると考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時13分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時14分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 説明の補足いたします。

毎年その指定管理者からは収益の状況等は報告を受けることになっておりますので、その中で明らかにその大きな収益が上がっていたということでありましたら、その指定管理料は今後どうするのか。またはその上がった収益についてどのように配分していくのかということについても、指定管理者と協議していくことになるかと考えております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 はい、理解いたしました。もったいない施設でありますので、収益の上がるように、指定管理者になった方々と、そして行政、皆さん協力して進めていってもらいたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議案第45号について、質疑いたします。

別表第2、4ページですが、飲食物の販売とあるんですが、指定管理者が村民の浜での建物での許可をとった場合なんですが、アルコール類などの販売とか、アルコールの持ち込みですが、これ条例とかいろいろと県から貸し出しで契約をやっていると思いますが、このことから見てこのアルコール類はどう考えているのか。

それと別表2の物品の貸し出しとあるんですが、これは先ほどビーチパラソルの件が出たんですが、砂浜であるので、いろんな有効的な利用ができるかと思いますが、この海の中を使用するときに、例えば救命胴衣や浮き輪とか、そういったのもここで物品等の貸し出しとして問題がないのかどうか。

それとその他これに類する行為とあるんですが、これがちょっとまだ理解できなくて、どういったのが考えられるのか。これに類する行為ですね。この3点、答弁求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時17分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時18分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 11番嘉陽 崇議員の質疑に対して、ご説明いたします。

アルコールについてオーケーかどうかにつきましては、その各種の制度や県の指導等も確認しつつ、あとそもそも村民の浜のあり方として、認めていいのかどうかということも含めて、ちょっと検討していき

たいと思います。

バーベキューを認めるということになったときに、アルコールなしのバーベキューというので、本当にお客さんと呼べるかというところもありますので、そこも含めて検討していきたいと考えます。

それから救命胴衣や浮き輪などの貸し出しについても、サービスとして行うことは可能ではないかと考えております。それからその他これに類する行為とは何かということですが、その他これ以外にどのようなサービスを提供するからここでやらせてほしいという相談が来るかも知りませんので、少し広めにいろいろ読み込めるように、その他これに類する行為と書いたところでもあります。なのであるかどうか分かりませんが、例えば何かこのマッサージとか、ここでやりたいとかという有料でやりたいというのが来れば、もしかしたらここに入ったりするかも知りませんが、その他何か、村民の浜に来ているお客さんに対して何か、こういったサービスをして有料でやりたいと思っていると。ここに店を開いてというか、そういったコーナーをつくっていいかといったような相談があれば、いろいろとここの中に読み込めることになるかと思えます。それをすべて認めるか、言われたらすべて認めるかどうかというのはまた別問題ですけれども、何かこういったサービスだったらいいんじゃないかというのが、今我々が想定しているもの以外に来た場合に、できるようにしておきたいという趣旨で書いている条文であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 最初のアルコールの販売のことでありましたが、やはり観光客も多くなっておりまして、やはりバーベキューといったら、この地域ではアルコールも提供しているということで、お客さんを集めてそういった考えがあったので、これは聞いたわけでありまして。今後確認して検討ということでありました。理解しました。

続きまして物品の貸し出しであります。もし救命胴衣とか浮き輪とか貸した場合、また海の中ハブクラゲ、以前にも一般質問でもあったと思えますが、ハブクラゲの問題とかでネットも張らないといけなくなってくると思いますが、こういったときの責任、責任は今後指定管理していく上でどうなっていくのか。

その次、その他これに類する行為ということで、考えられる行為としてせつかく海でありますので、観光客向けにでも、有効的に利用できるのかと思ひまして、例えばジェットスキーとか、そういったのも県からの貸し付け、契約とか等を考えて可能なかどうか。砂浜にジェットスキーを乗り入れて、ここから乗り入れしたりするのが可能なかどうか。これ聞きたいと思ひます。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 11番嘉陽 崇議員の質疑について、ご説明いたします。

ハブクラゲネットのセッティングについては、現在委託されている業者にもしていただいております。引き続き、それも含めていく予定でございます。そして浜の中でのジェットスキー等における件につきましては、やはり海岸法に基づいて、今エンジン付きの船が走らせられないという資料を持ってはいませんが、そういった縛りがあります。カヤックとかカヌーですか。そういったものについてはオーケーが出ます。そういった浜の活用といいますか。海岸の活用、外海に出るとまた漁協関係とのかかわりがございまして、そういったものも調整を図るという形になっております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時23分)



○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時23分)

11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ただいまの答弁でハブクラゲネット等については、指定管理者と今後話をやっていくということで理解したんですが、もしこの指定管理をやって、ここで泳ぐ人も出てくると思いますが、このときの泳いだときに何かあったときの責任、これはどういうふうに考えているのかということですね。

また先ほど、サップとかカヤックとか、そういったのは大丈夫ということだったんですが、海面使用のこととかもあると思いますが、こういった観点からどう考えるのか。答弁をいただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

泳いでいる方の責任といたしますか。どういうふうな形かということは、現在もそうなんですが、ライフセービングの資格をしっかりとった、日本赤十字社関係の資格を持った職員が配置されています。そういった監視体制における期間については、それが入っております。それが今の状況では期間が外れた場合には自己責任といたしますか。危険を想定して泳いでいただくようにということで注意喚起を呼びかけているところでございます。

そして、浜の海岸の中、ビーチの中でのカヤックとか、サップとかの使用については、申請許可で今、通しているところでございます。先ほど説明したエンジン付ではございませんので、県のほうとも許可がすぐとれる状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時25分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時26分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 11番嘉陽 崇議員の質疑に対して、追加で説明いたします。

遊泳期間中に万が一、何か事故等あった場合には、その責任は指定管理者のほうにあるということになるかと思えます。それはそうならないように、事故にならないように万全の体制はしますけれども、万が一そういったことになった場合は、指定管理者のほうに責任が及ぶこととなります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの11番 嘉陽 崇議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 責任問題についてなんですが、指定管理のほう、この指定管理者に責任があるということで理解しました。保険等も含めてそういったのもしっかりとやっていただいて、みんなが利用しやすい、また安全な管理が行えるようにやっていけると思えます。この海面とか、またサップなど貸したり、カヤックなど貸したり、またビーチパラソル、そういったことをやるに当たって、実際、古宇利のほうでは、現在こういったことをやっている業者もいるわけです。また、ネットを張ったり、そういったのはまた漁協関係でもできたりもするんですが、こういった現在行っている民間会社、そういったのも指定管理のときには考えて、指定管理者として考えていくのか。

それと先ほどあったんですが指定管理者、この村民の浜と体育館は一緒ということだったんですが、海

の観光面から考えると、現在行っている業者、漁協等も含めて、こういったのも体育施設と村民の浜は別々に指定管理できないかということも、これはそうしたほうが収益上がるんじゃないかと考えますが、そのほうの答弁を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 11番嘉陽 崇議員の質疑に対して、ご説明いたします。

現在のところ村としては、体育施設をセット、運動公園のほうとあと村民の浜という地理的にも陸続きであることもありまして、指定管理者については両者とも同一業者がいいのではないかと考えているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 議案第45号、質疑させていただきます。

まず2ページの第3条第2項第2号の部分で、利用の許可及び許可に付する条件に関する業務など、今回、指定管理でうたわれておりまして、あと第4号原状回復に関する業務等がありますが、あと第6号その他体育施設の管理上、教育委員会が認める業務、これ関連しているかと思ひまして質疑させていただきますが、例えばこの指定管理をやるということにおいて、施設料が発生すると思いますが、例えば村の行事等が村のいろいろな例えば村まつりとかも今回から、運動公園のほうでやっていますので、体育館の使用も準備段階から5日間ぐらいでしたか。体育館のほうも閉めてやっていたと思いますが、例えばこういうときにも料金が発生するか。減免措置するなどの教育委員会のほうからもいくとは思いますが、その取扱いです。今回みたいに5日間とか、長期にわたってやるのを、例えばこの第2号利用の許可及び許可に付するということで、短くその指定管理の権限というか、こういうのもできるようになるのかというのがちょっと感じますが、それについて説明を求めます。

あとこの第4号原状回復に関するものですが、これも村祭りのほうのときになると思いますが、結構ぬかるんで芝生のほうの駐車場がぬかるんで原状回復に相当な人手と金額のほう、かかったと思いますが、そうなった場合は、この指定管理者として許可したくないのではないかというのが、後々懸念されますが、そこら辺、村の行事でやったときも原状回復は、基本指定管理者で行うのかどうか。説明を求めます。

続きまして4ページ、ほかの議員からもありましたが、バーベキューについて現在は、木炭などは考えておらずガスで利用するというものでありました。今はまだ料金のほうは定めないで指定管理者と話をしていくということではあったんですが、ぜひこのごみは持ち帰るというのは原則としてあるとは思いますが、逆に利用させてもらう、利用してもらおうと考えるなら、例えばトイレあります。ごみも処理します。そのかわり例えば場所代いくら、持ち込む場合はいくらと定めたほうが、利用者としても気軽に。例えば手ぶらでバーベキューができるとやりやすいのかと、この施設を回転させるために、またそのようなお考えもないのかとお伺いいたします。

あと一つ、別表第2の現行でもありますが、別表第2の競技会、展示会、集会、その他これに関する行為で1万円以内の定めとする。先ほどほかの議員からもありましたが、飲食物等の販売もあってございます。これで1万円以内とうたっているのが、何かすごい範囲を狭めているのかと感じまして、例えばバーベキューフェスをやるなりとか、すごい大きいところがもし利用しようとするときも、1万円以内という

ことで、業者としては入りやすいとは思いますが、もっとこの周辺の環境も整っていますし、そういうトイレ関係とか、設備も整っているところですので、もうちょっと金額を段階をもたすというか、上げていても含みをもたしたいというか、上限を上げてもいいんじゃないかと感じますが、その件についてお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 1 番島袋 誠議員の質疑について、説明いたします。

まずはじめに、まつり等の件について、料金発生するかということでございましたけれども、現在はこの基本的にはこれまでどおり、必要に応じて双方で協議をしていきたいということで考えております。

2 ページの第 4 号原状回復に関する業務ということでございますけれども、確かに議員がおっしゃるとおり、いろいろと支障が出た場合の件につきましては、微小なるものは指定管理者にさせていただいて、大きな原状回復に資するものに対しては、双方で協議をしていくということを検討しているところであります。

4 ページの別表第 2 の競技会、展示会、集会、その他の 1 万円以内で規則で定める額というのは、これまでは動いてはおりませんので、そのまま進めていくという考えでございます。

○ 座間味 薫 議長 1 番島袋 誠議員。

○ 1 番 島袋 誠 議員 2 ページのこの原状回復に関しては、また多大な予算がかかるとか、人手がかかるものに関してはまたこれまで通りまたやっていくのかということで、この点については、いいのではないかと思います。

最初に例えば、村まつりだけではなくて、いろんな行事、村の行事が体育館であって、今は委託業務ということで委託管理ということでやっていますが、双方で協議をして現在でもやっているということなんです。現段階で利用料など発生しているかどうか。お伺いいたします。例えば今年の村まつりの期間、この準備段階から利用料金が、まつりの実行委員会から発生したかどうか。お伺いいたします。

あと次 4 ページの利用料の 1 万円以内という、条例でも 1 万円と上がってしまっているんですが、ぜひ段階をもたして、やはりこの今年の 8 月か 9 月だったと思うんですが、ちょっと日にちははっきりしてないんですが、テレビ中継の「ミュージック ステーション」か何か入って午後でしたか、2 曲ほどアーティストが歌ってたと思いますが、その際もこれ全国放送して結構、村民の浜のピーアールにはなったのかと感じてはいますが、それで結構、収益入ったんじゃないかと外で見て思ったんですが、やはりこういう場合も現条例で 1 万円以内と定められていますので、非常にもったいないなと思って、これぐらい大きいイベントだと、もうちょっと対価としていただけるのではないかとということで、この質疑をさせていただきます。

ではその先ほどあった撮影の場合も現条例で 1 万円以内だったということで認識してよろしいですか。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

今回のまつりのほうからは、利用料金というのをいただいているというのは、私どもでは確認されてい

ないところでありますけれども、その件につきましても今後、指定管理者との調整になっていくかと思えます。

昨年でしたか、テレビ局が撮影をするということで許可をいただきました。その際については、規則で定められています金額、そして体育館、クラブハウス等も利用されましたので、それ相当の金額をいただいております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時40分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時41分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 1番島袋 誠議員の質疑に対して、追加説明いたします。

村まつりの会場として借りるときには、今回は無料だと減免措置されて無料としております。今後につきましても、村のイベントですとか、また大きな小・中学校の体育、国体ですとか、全国総体とか、体育系の行事等で使う場合についても、含めて指定管理者に対しては会場を貸し出すときに減免措置を行うようにということは、指定管理者にも申し入れつつ、それは協定書や仕様書の中にきちんと書き込んで、その中で運営してもらうように求めていきます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 今、副村長からも追加の答弁でありましたけれども、指定管理にしていくにあたり、先ほど2番の上原祐希議員からもあったんですけど、このお金を生み出して行って、村の負担も減らしていくというのもあると思うので、この指定管理でお金の使用を促して、生み出していくようにするには、やはり減免、減免ばかりではちょっとこれからの時代、そぐわないのではないかと考えています。やはり例えば極端に言うなら、もうそれを受けないでやるほうが、お金にならないわけですので、この指定管理者としたら、いろいろと準備するのは準備をしてやる側で、村民のこの福祉向上、こういうためには利用させるのは当たり前なんですけど、管理する上としたら一切、収入が入ってこないのであれば、この指定管理をしていくメリットも、あるのかと考えてしまうので、今後全て減免とかではなくて、その双方、協議をして話し合うということも、社会教育課長からもありましたので、そういうふうに進めていくかどうか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 1番島袋 誠議員の質疑に対して、ご説明いたします。

具体的にはどういったものについては、どれぐらい減免措置を行うかというものについては、きちんと指定管理者と基準を決めて協議していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2. 「議案第46号 今帰仁村立学校設置条例及び今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議案第46号について、質疑いたします。

提案理由、今帰仁村立兼次幼稚園、天底幼稚園及び仲尾次保育所は、平成30年3月31日付けで閉園したため、この議案を提出します。とありますが、この次のページとまたその次のページに兼次幼稚園、天底幼稚園そして、その次のページ、仲尾次保育所、これが消されるということなんです、これはどういった理由で消すのかは、さっき書いてあるんですが、今後の跡地利用というか、この利用をどう考えているのか。質疑いたします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑について、説明いたします。

まず今帰仁村立学校設置条例の一部改正、1枚目の一部改正についてですが、兼次幼稚園、天底幼稚園ともにこの校区に民間の保育園ができて、5歳児保育もできるということになりました。ということで今、兼次幼稚園、天底幼稚園には在園児がいないわけですが、4月1日の民間の保育園の開園が間に合うかどうかというところで、もし間に合わなかった場合の受け皿というところで閉園の条例改正については、残しておりましたが、4月1日から開園しておりますので、今回の条例改正にしております。

跡利用についてでございますが、昨年の議会において旧兼次幼稚園については倉庫、あと旧天底幼稚園については、駐車場としての利用を検討するという答弁をしておりましたが、旧天底幼稚園については、児童が通学する動線と重なることから、駐車場以外の利用について、今後検討していきたいと考えております。学校教育課に係る部分については、以上でございます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 11番嘉陽 崇議員の質疑について、ご説明いたします。

旧仲尾次保育所に関しましては、平成32年度以降売却処分を考えておまして、平成32年度までの間に現在、本部警察署より仲宗根交番の建てかえに伴う跡地利用としての要請、申請が出ておりますので、そのほうで使用できるような形で、現在作業を進めているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ただいまの答弁で、兼次幼稚園は倉庫に使うと。天底幼稚園が駐車場ということですが、駐車場ということはこれは取り壊しということなんですか。耐用年数がもう過ぎてしまったとか。そういったことなのか。これがちょっとわからなかったので、ここを質疑したいと思います。仲尾次保育所については、交番が仮設ということであるということに理解しました。その後、売却ということですね。理解しました。

この天底幼稚園、駐車場の利用ということをちょっと質疑いたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時50分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時51分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、説明します。

耐用年数について、取り壊しを行っていくかどうかという部分につきましても、今後検討していくこと

になるかと思えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 今後検討していくということでありましたが、ここは学校の近くでありますので、ぜひ利用しようとして、子供達が使えりような学校の近くですので学童とか、そういった施設をまたこの間もあつたんですが、コミュニティ・スクールとか、そういったことも考えていけるのかどうか。答弁いただきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、説明します。

議員がおっしゃるように幼稚園については、学校の敷地内にございますので、ある程度、利用については制限されるのかというところもありますので、議員がおっしゃいます学童、あとコミュニティ・スクール関係で利用するのかどうか。その辺も含めて検討はしていきたいと思えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時53分)

午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時32分)

日程第3. 「議案第48号 平成30年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題とします。

歳入一括、歳出1款から6款、7款から10款で行います。

これから歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 歳入15ページの13款2項3目教育費負担金、1節教育費負担金、説明に中・高生海外語学留学とありますが、これについて答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑について、ご説明申し上げます。

15ページ、13款分担金及び負担金、2項負担金、3目教育費負担金、1節教育費負担金、中・高生海外語学留学についてでございますが、これは中学生がハワイ、高校生がジョージア州に語学留学、短期の語学留学に行っておりますが、これの保護者負担分の増額ということでもあります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後1時34分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時35分)

11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ただいまの質疑に対しまして、中学生はハワイ、高校生はジョージア州ということだったんですが、中学生、高校生のことについて、もう少し詳しく、村内であるのか。村外の中学生と村立の中学校と高校はどこになっているのかですね。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

中学生については、今帰仁中学校から2名です。高校生については、北山高校生で6名、うち今帰仁村出身者と今帰仁村外の出身者、あわせて6名がジョージア州に語学の短期留学に行く予定でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 昨今、グローバル化が進みまして、中学生、高校生のうちから、こういった海外留学、そういったのが最近ふえてきておりまして、今後もいい人材をつくっていくためにも、こうした海外留学、大変いいことだと思います。この留学についてなんです、今帰仁村出身の方で、村外にも進学されている方がいるんですが、こういった方にもこの留学制度、留学金、こういったお金は使用できるかどうか。質疑いたします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

北山高校以外ということなんです、現在やっていますプログラムが北山高校の魅力化事業の一環として行っておりますので、北山高校生に限って現在は留学派遣ということになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの11番 嘉陽 崇議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ただいまの答弁、北山高校の魅力化事業で進めているということで、現在は北山高校以外は考えていない、該当しないということでありましたが今帰仁村出身、これから高校生などが育っていくわけでありまして、北山高校以外にも別の高校に通っている生徒もいまして、海外農業研修とか、そういったものもありますので、ぜひそういった生徒達にも該当していくことができないかと考えて、答弁を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時39分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時39分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

先ほども答弁いたしました、現在行っているのが北山高校の魅力化事業の一環として行っておりますので、北山高校以外の高校に進学している今帰仁村出身者ということでありまして、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第48号、歳入について質疑いたします。

9ページ、1款村税、1項村民税、1目個人、2目にも関連すると思いますけれども、今回補正で1,949万5,000円上がっておりますけれども、この増額補正の理由と対前年度比、どのような状況なのか。説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいま8番與那勝治議員の質疑について、ご説明申し上げます。

9ページの村民税、1目の個人税の件でございます。当初予算で見込み額の90%を計上しておりました。今回の補正につきましては、見込み額をさらに算出し直しまして93%で補正を計上しております。この90%から3%ほどの伸びだということで、ご理解をいただければと思います。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 90%から93%に上げた見込み額ということでありました。前年もそうではあったんですけども、この村民税、所得割のほうも増えていまして、村民所得のほうもどんどん増えていっているのかと感じるんですけども、これは先日、5番議員からの同様の一般質問もありましたけれども、これ例えばどの分野が所得が伸びているのか。そういうところまで把握されているのか。それによって村の目指すべき方向性も見えてくるのかと感じますけれども、この辺の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時42分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時43分)

仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

今の均等割りのほうもそうですけれども、59名ほど増額を見込んでおりますが、所得割ですね。議員がおっしゃるようここ近年で見ますと、給与の所得のほう伸びている傾向でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 給与所得者の所得が増加傾向にあるということでありました。

給与所得者でありますと毎月、給料差引きになりますので、ある程度数字は受けられるのかというふうには思うんですけども、これ例えば個人事業者とか、農家とか、その辺の方々のこの所得見込みとか、その辺は立てにくいと思いますけれども、その辺の農家とかも所得、増加傾向にあるのかどうか。またさらに給与所得者、例えば1次産業、2次産業、3次産業とかいろいろあると思いますけれども、その辺の分野とか、その辺まで把握できているのかどうか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

先ほど給与所得が伸びているということで、5番議員から一般質問がございました。平成27年分の県民、市町村所得の件でベースにお話しをさせていただいたところですけども、平成27年度から平成30年の今現在で言いますと、給与所得者が100人ほど課税、納税義務がある方がふえております。所得にしますと1人当たりが10万強ぐらいです。1人当たりの所得が10万強伸びている形です。農業にしましても、営業にしましても、その他不動産収入にしましても、納税する義務者数がふえておりまして、若干の伸びをどの分野でも伸びているところがございますが、今は給与の分野でも細かい分析のところを質疑がありましたけれども、こちらはまだ分析が終わっていない状態でございます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの8番 與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 ただいま課長の説明でおおむね理解はいたしました。給与所得者が100人増ということでありましたけれども、今回この増額傾向として、所得ふえているんですけども、給与所得者



がふえたからこそのこの増額だということで、1人当たり10万ほど給与がふえているという説明もあったんですけども、この全体的な個人の所得も伸びているのかどうか。

そして今後の検証課題だと理解いたしますけれども、どの分野でどのくらい伸びているというのがわかれば、5番議員も一般質問でおっしゃっていました。ある程度、戦略的に見えてくるところもあると思います。そこら辺の検証、これはもうぜひ必要だと思いますけれども、その辺の見解、求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

先ほど1人当たりの所得額が伸びる傾向にあるということで答弁をいたしましたけれども、平均になりますので、個人、個人がすべて上がったかどうかというところは、今は何ともいえないところですけども、議員がおっしゃったように分野別での分析につきましては、今後しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

今回の増額につきましては、所得割りのほうもかなりの額を計上させていただいておりますけれども、これは給与だけの伸びではなくて、今回の分は不動産の所得の分も入っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第48号の補正予算について、質疑いたします。

13ページの歳入11款1項1目地方交付税、そして1節普通交付税が4,000万円の増になっておりますけれども、その増になった要因、またその地方交付税の算定の基準、そしてまたこの増になったお金や、地方交付税の用途について、お伺いいたします。

20ページ、歳入16款2項2目6節の児童福祉費補助金、貧困対策の交付金が39万7,000円の減になっておりますけれども、減の要因をお伺いいたします。

そして21ページ、歳入17款2項1目の不動産売払収入、1節370万円、これはどちらの土地を売っての収入なのか。お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 5番座間味邦昭議員の質疑について、説明いたします。

13ページ、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の1節にあります普通交付税4,000万円でございますが、そちらのほうは地方交付税として、国のほうから交付される普通交付税を計上しております。この地方交付税は一般財源として、村の予算として組み込まれて、それぞれの用途のほうに振り分けていかれます。議員がお尋ねのような、特定の財源ではなくて、普通交付税で一般財源として活用されるものでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時51分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時53分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 説明漏れがございました。

先ほどの普通交付税の算定でございますが、村民1人当たりの基準であったり、教育費であったり、消

防費であったり、そういった基準的な経費を国のほうで算定をして交付されるものでございまして、またその交付税として入れる金額についてはまた、村の予算の人件費やその他のランニングコスト的なところに割り当てて計上されております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時54分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時03分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 5 番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明いたします。

補助金の交付申請が確定の通知がありまして、それに基づいての減額になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの 5 番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明いたします。

21ページ、17款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、1 節の土地等売払収入でございますが、これは古宇利215番地の 4、208平方メートル、学校用地の売却に伴う収入でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時04分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時06分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 先ほどの 5 番座間味議員の質疑について、説明いたします。

先ほどの13ページの普通交付税の説明でございますが、人口当たりの算定が主な一番の主要な部分でございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時07分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時07分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

先ほど漏れがありましたので、就学援助の充実を図る事業として行っておりまして、そのトータル的なところでの減となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5 番座間味邦昭議員。

○ 5 番 座間味邦昭 議員 まず地方交付税の件からお伺いしますけれども、これは実際、道路や学校の数、または消防等いろいろな算定基準がありますけれども、本当に今、答弁されたとおり、人口、特に定住人口が一番の基礎の材料になるんじゃないかと。確か国勢調査が平成27年度で、5 年越しなので、来年がその国勢調査の年になるかと思われましてけれども、一番村の財政収入、歳入の中で一番大きなウエートを占めているのがこの地方交付税だと思います。これ実際、どの地方を見ても、本当にこの地方交付税の算定をあげるために、人口増とか雇用の創出、いろんな意味で、雇用の創出になるのは、やはり人口増を図るためだと思っているんですが、実際私、この前資料請求もさせてもらったんですけども、もう一度お伺いしますけれども、1 人当たりこの交付税は大体いくらになるのか。人口増によって、1 人当たり大体どれぐらいの増が見込める割合として、含まれることをお答えいただきたいということと。

あと就学援助金約40万円減になっていますけれども、これはその額にそういった、これは修学旅行も含

まれるのか。そういう形で、もっと困っている方はいたとは思いますが、この辺は周知はどのようにされているのか。減にするような、そんなにまだまだ貧困世帯を把握していないのか。もっと手続上は簡素化できるようにすれば、返金しなくてももっと困った方たちに行き届いたのではないのか。その辺でそれどういった周知をさせていたのか。手続上、やりやすいというか。とても役場まで足を運ばないといけないとか。とても使いづらいものでなかったのか。その辺を含めてお伺いをします。

それとあと不動産収入に関しまして、いま208平方メートルの数字をどっちかの、坪単価いくらで売却されたのか。お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

13ページの普通交付税の質疑の中で、国調人口が1人ふえれば、いくら交付税がふえるのかという趣旨の質疑だとお伺いしますが、今手持ちの資料がないので、1人当たりでどのように変わるかというのは、ちょっと説明しづらい部分があります。単純に交付税の総額を1人で割るものではないと思いますので、その他の交付税の算定根拠をもとにして、検討できればお答えできるんですが、今手元に資料ございませんので、説明ができない状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 5番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明申し上げます。

先ほど、福祉保健課長から説明がございましたが、主な要因としてということで、就学援助の件が出ましたけれども、就学援助の歳出自体はどちらかというと、増加傾向にございます。ただこの県からの歳入自体は、県に基金の積み立てをして、平成27年度基準でそこから各市町村、増額・拡充を基金で充てなさいということになっております。そこでの県から今年度の配分として減額になったところでの歳入の減でございます。周知のほうなんですけど、周知については、在園児童生徒については、前年度把握しておりますので、各学校のほうでも呼びかけ等を行っております。かつ入学説明会等での呼びかけ、あと子育て支援員が福祉保健課のほうに配置されておりますが、子育て応援支援員のほうで、ちょっと困り感のある家庭については、家庭の親訪問含めまして、フォローしていているというのが現状でございます。21ページの土地の売却についてでございますが、坪単価は5万8,740円でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、答弁をいただきました件で、交付税まずお伺いしたいんですけども、これ算定基準の基本は人口なんです。そういう意味で、やはり一番確実に、一番ウエートを占めているのが地方交付税、それがいろいろと村の財政の中でも義務費を払ったり、いろんな意味で用途が幅広く使えるけれども、今はある意味、必要経費でみんな消えてしまっていると。今後やはり自分がそこでなぜ1人頭を聞きたいかということ、大体前に資料請求をさせてもらったときに、約20万円、18万円から20万円ぐらいの間だったと思うんですけども、大体人口で割ると。いう計算だったと思います。やはり人口増を求めているかといけない。またこの中の年齢層の部分も把握をしていかないと、この一番確実な歳入に関して、どうやったら歳入がふえるのか。確かに1人1人の個人の頑張りも大切です。所得税も含めたり、法人税も含めていますが、やはり行政としては、その法人税、所得をふやす中でもやはり人口増と

いうものがどれだけ大切か。それがその人口増するためには、やはり雇用の創出も含めてトータルで考えていかないと、この問題というのは解決しないと思いますし、ぜひもう一度この地方交付税の増を見込むための対策として、今後どのような対策をうっていくのか。人口というのがどれだけ大切なのかということ、ぜひやはり認識していただきたい。その人口増のためにどのようなことをやっていけば対策が打てるのかということも含めて、お伺いしたい。

それとあと貧困対策の減で、基金の積み立てで、あれで減になったという話でありますけれども、実は貧困というのは、自分もその子供とかかわる仕事をさせていただいておりますけれども、隠すんです。本当に子供が貧困と思われたらかわいそうということで、いろんな要素が絡まって、実はこの貧困というのは見えないんです。そういう意味でもどんどん行政は周知を図って、そういったいろんな関連機関とも連携を図りながら、その隠れた貧困というのをどのように救い上げて、この貧困をなくしていくか。この貧困というのは連鎖なので、この連鎖を断ち切るためにも行政のところだけ見るのではなく、その関係、かかわっている方たちも一緒になって、その対策がとれるように今後ぜひこの件に関して、今後どのようにしていきたいということも含めて、答弁を求めます。

あと不動産収入、古宇利の土地が5万8,000円余りと、実際あつちの市場価格は結構な価値なんだけど、そういう意味で、古宇利の実際の市場価格というのは、いくらぐらいなのか。お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 5番座間味邦昭議員の質疑に、お答えします。

地方交付税の中での普通交付税の算定基準は人口が指標だということですが、そのとおりで思っています。では人口増するために、どのように対策しているかということですが、先ほど質疑がありましたように5年一度の国調が基本になると思います。その国調は村に住民登録されている人ではなくて、その時点で村内に住んでいる人を1軒、1軒、国調の調査員に指定されている方が個人住宅、アパート含めてすべて回って、住民票がここにあっても学生で村内に住んでいない場合は、カウントされないというのが国調の仕組みだと思います。そのために、村としましては、今いろんな総合的に施策しておりますけれども、この最近の統計によりますと、年間村内で生まれる自然増です。それから亡くなる方、この2年間ぐらい計算してみますと、自然増は80名から90名ぐらいなんです。そして自然減が最近やはり高齢化社会ということもありますのか120名から130名ということで、今のままだと年間40名から50名の自然減が続くというふうな単純計算でありますけれども、移住定住促進事業とか、今進めております。そしてその後にこの調査結果が出ましたら、次年度からは空き家対策事業等をやりますけれども、それだけでじゃあ自然増になるかといったら、少子高齢化の社会でなかなか単純なことではないということでもありますので、まず住みたい村、住みよい村にするためには、やはり子供を産んで育てやすい教育環境、その他また雇用の面でも、今婦仁村の基幹産業で農業を中心にして、今進めております新規就農者をふやす。それから安定的な農業経営をするために、災害に強い一括交付金等を活用した強化ハウス事業とか、それからまた観光関連の雇用をふやすためには、今、村内で古宇利小・中学校跡地の利用、それも県内に本社を置くホテル関連企業と契約をいたしまして、新年度から本格的な工事も始まると思います。また一方、ホテル関連ではウッパマの西側、渡喜仁地区に今、民間のホテル、造成工事始まってやっておりますので、やはり移住定

住促進事業も進めながら、住んでみたい村、住みよい村、それから農業含めて、トータル的な総合施策を今まで以上に取り組んでいかなければ、この人口増というのはあり得ないと思いますので、これまでのいろいろ課題を踏まえて、新年度またそういう予算等も配慮しながら、総合的なトータル事業を進めながら、人口増を目指してその普通交付税等も増につなげるように努力していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時22分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

今、お話がありましたとおり、子供貧困、非常に立っていかないといけないところは立っていきたいんですが、やはり内容等いろいろすぐに解決できる問題ではないことも重々、承知しているところであります。その中で、学校教育課長からも申し述べたとおり周知のほうもしていくというところでもございますが、あとまた今現在、こちらのほう福祉保健課のほうで、教育委員会、幼保連携推進室、それから保健センター、保健師も入れながら、中心的には母子係のほうがなって、ケース会議というのを開催してございます。その中で一番なくてはならない支援員、支援員のほうで、また通しながら、地域の区長会並びに民生委員も協力を仰ぎながら、またどこに問題があるか、その人に対する支援を検討してまいりたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 5番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明申し上げます。

古宇利区についての市場価格というご質疑でしたが、市場価格については、承知しておりません。ただ、今回売り払いに当たっては、土地の鑑定評価を行いまして、この評価に従って、金額を決定しているというところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの5番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 まずは交付税から話させていただきたいんですが、実は簡単に人口増と言いましたけれども、そんな簡単なものではないと。ただそれが定住人口であると。実際、登録している人口と定住率、この200名なのか。何百名かの差があると。やはりまず登録している方たちが住めるようにするためには、やはり雇用の創出であったり、関連しますけれども、貧困対策や子育て支援といろんな面でバックアップをして、このまず現状維持化。この定住人口を登録人口にどのように近づけていくかという努力をぜひしていただきたいと。そして歳入に関して、ゆとりを持って、また新しい施策が打てるような形で、やはりこの地方交付税、それが上がるとなると、必ず所得税も個人の法人税もみんな関連して上がっていくと思いますので、その力強い今帰仁村を今後築いていってもらいたいという思いがありますので、ぜひ村長のほうにもこの交付税やいろんな意味での歳入をふやす施策をもう一度、熱い思いで語っていただきたいと。

それと貧困対策なんですが、本当に各部署やまた関連機関、事業所等と連携していただいていると。本当に貧困は隠れています。見えないです。本当にこの方たちが貧困なのかと思うような状況である。そう

いう意味での隠れた貧困、これが一番怖いです。それをぜひいろんな形で連携をしながら、その事業が余るとか、使いすぎるということではなく、適切に本当にその方たちを探して、探してというか、連携を図りながら支えていくような仕組みを今後、つくっていただきたいと思います。

あと土地の件なんですけれども、5万余り、鑑定士入れてそうなったと。ただこれだけちょっと意外と安いなという中で、ほかの他の近隣の土地の価格を下げたままという心配もございまして、鑑定士を入れたということでこれは適正な価格だということで承知いたしました。再度、村長のほうから今後の今帰仁村のこのこういう対策に対してのもう一度、見解と福祉保健課長からもう一度、この貧困対策に関して、最後に答弁を。もう一度、どのように取り組んでいって、隠れ貧困やこの今帰仁村が住みやすい村づくりをするために、とても大切な部署でありますので、もう一度お伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 5番 座間味邦昭議員の質疑にお答えします。

先ほど答弁しましたが、指摘のとおり、貧困問題含めて、教育、福祉の充実、それから農業の振興、その他定住、移住含めて、総合的な施策を展開する中でしか人口増というのはできないと思いますので、いろいろ課題もいっぱいありますけれども、その課題を踏まえて、また次年度の予算に反映できるものは反映しながら、人口増それから普通交付税の増加策については、きめ細かい取り組みを展開していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

おっしゃられたとおりでございます。福祉課ですね、行政機関含めまして、隠れ貧困というところで、きめ細やかな支援を連携し合いながら、個々に応じた支援を今後とも継続的に進めていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第48号について、質疑いたします。

11番議員と重複するんですけれども、15ページの海外語学留学についてであります。これ北山魅力化事業ということでして、これ中学生もそのようになっているのでしょうか。それとジョージア州とハワイとあったんですが、1人単価どれぐらいなのか。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時30分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時32分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 9番山城 太議員の質疑について、ご説明申し上げます。

まず中学生の海外短期語学留学についてでございますが、これについては、北山学園プロジェクトの一環として、今帰仁中学校の生徒を対象としております。

1人当たりの単価でございますが、中学生が1人当たり50万8,000円程度です。高校生、ジョージア州については54万5,000円程度ということになっております。細かい数字については、後ほど提出したいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 これ期間はどのようになっているのでしょうか。

それとなぜハワイとジョージア州に分けているのか。一緒に行ったほうがもっと安くなるんじゃないか。その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

期間についてでございますが、おおむね2週間程度、中学生、高校生ともに2週間程度でございます。

あと、中学生と高校生と分けておりますが、高校生については、ジョージア州ミルトン高校と北山高校が姉妹提携を結んでおります。その関係から高校については、ジョージア州ミルトン高校、あとワシントン周辺ということになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 2週間程度でどのぐらいの語学留学、成果が出たのか。それと高校は姉妹提携、ミルトン高校とやっているんですが、中学生はなぜ姉妹提携結ばないのか。ハワイには多分、沖縄県人会があつていろいろとつながりがあると思いますが、ジョージア州にはそういった団体ですね。そういった交流はいつも持っているのか、その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時35分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時37分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

中学生のハワイでございますが、海外の短期語学留学のスタート時点で、沖縄タイムスが行っています短期留学制度を活用してハワイ。あと高校生については、シアトルに行っておりました。それが中学生はそのままハワイに残っておりますが、高校に関しては、先ほども申し上げたとおり、ジョージア州のミルトン高校と姉妹校締結した折から、ジョージア州のほうに派遣ということになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時38分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時39分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの9番山城 太議員の質疑について、お答えします。

中学生の姉妹校の提携については、今のところ検討も考えておりません。それと成果についてございましたが、一般質問の中でもあったと思いますが、教育の成果というのは数値で表せるもの、そうじゃないものがあるんですが、この語学留学、要するに子供達が海外へ行って、このキャリア発達の中でいかにこう本人達の経験するかということになるので、数値的な成果というのは、非常に出しにくいんですが、よく言われるのが教育は未来への投資ということがありますので、この子供達が今思っている夢をしっかりと広げるようなことを、私たちは支援していく視点でやっている事業であると認識しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55

条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 教育長の大体理解できたんですけれども、先ほどの課長の答弁のほうで北山学園プロジェクトという言葉があったんですけれども、プロジェクトであれば、幼・小もこの語学留学の対象に入れてもいいんじゃないかと思ったりします。もっと先ほどキャリアとか経験とかという教育長の答弁があったんですけれども、若いうちからそういったもの、興味を持たすことによって、語学に対しての外に対しての興味を示して新しいグローバルな世界に進んでいく可能性も否めないのではないかと思いますけれども、今後のそういった展開、中学校の姉妹提携は考えていないということだったんですけれども、学園プロジェクトとして、そういった学校と提携を結んでいくか。お考え、検討の余地はないか。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 それではお答えします。

ご案内のように、新しい学習指導要領で、外国語教育の時間が増になります。それに絡めてせんだっての答弁で、ALTの充実を挙げております。今子供達が我々の時代と違って、本当に海外に目を向ける意欲が育ってきているのは、この日本の外国語教育への取り組み方もそうですし、また本村が取り組んでいるALTを中心とした外国語充実からもあると思います。先ほど質疑がありました幼稚園、小学校あたりからのこの留学というのもあったんですが、やはり幼稚園、小学校ではそのあたりの基礎をしっかりと培って行って、そこから海外へ行って、自分をしっかりと夢を広げていきたいという。つなげていくということで今、進めている事業でありますので、そのあたりを拡充するようなことができるのであれば、それは検討していく価値があるんだろうと考えております。

今あった、北山学園プロジェクトと村としてできないかということなんですが、幸いにして北山高校がミルトン高校と姉妹提携を結んでおりますので、そこらあたりのパイプが今できておりますので、そこらあたりは探してみたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午後2時43分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時57分)

次に、歳出1款議会費から6款農林水産業費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 歳出質疑いたします。

36ページ、4款1項2目予防費、20節扶助費630万円、麻しん・風しん予防接種費用助成、これが630万円の減となっていますが、詳しい説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時59分)



宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑について、ご説明いたします。

今回非常に麻しん・風しん流行兆しもありまして、こちらのほうで周知等も行ってきております。12月1日でもって、助成金に値する年齢等、実績を勘案いたしまして、またちょっと余力も持ちまして、今回減額となっております。以上であります。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 これは12月1日でこの助成は終るという認識でよろしいでしょうか。もちろんこれから次年度、国からの予防接種、この助成事業がたしか始まると思えますけれども、これとは別のもので、今回独自の今帰仁村独自の費用助成が終了すると認識してよろしいでしょうか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

これまでの実績でもって終了ですかということなんですけれども、ただ継続的に先ほど話しましたとおり、要綱等の整備によりまして、まだ余力を持って予防接種の費用を持っているところでもあります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 もう一度、確認です。

まだこの予算自体は残っていて、実績からしたら630万円は恐らくもういらないうらという認識で、もちろんそのまま継続、今年度はそのまま費用助成は続けていくという認識でよろしいでしょうか。伺います。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

年度までは継続していくものであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳出1款から6款までの質疑を終わります。

次に、歳出7款商工費から10款教育費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 歳出56ページ、10款5項社会教育費の5目歴史文化センターの11節需用費に、印刷製本費のところでは岩手県山田町龍神丸説明版4万2,120円なんですけど、これの説明を、これはどこに設置するのか。なぜこれ山田町の龍神丸の説明版なのかという説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 3番與那嶺 透議員の質疑について、ご説明いたします。

56ページ、10款5項5目歴史文化センター、11節需用費、印刷製本費の中に岩手県山田町龍神丸説明版ということで計上している件につきまして、現歴史文化センターの前に船がございます。その詳細を説明

しますが、東日本大震災の津波で岩手県山田町から今帰仁村古宇利島に、2018年5月27日に古宇利島沖で発見された震災で流された船の件でございますけれども、その龍神丸の説明版を現在、板枠でつくっている状況でございます。それをやはり観光客がよくこの船を見に来る方が結構おります。そういった説明版を今回、きちんとした説明版ですか。アルミ板にかえてセッティングをするという状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 52ページの歳出2目教育環境充実事業の支援員に対する予算、賃金がどれぐらい、何名の支援員がふえたのか。お尋ねします。

それと54ページの2目共済費が減になっている部分について、詳細を求めます。

それと次の55ページ、1目幼稚園管理費の中で1節教育環境充実事業が減になっているものと、この賃金のところでも一時預かり事業が減になっている理由を説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明いたします。

52ページの10款2項2目教育振興費の共済費、次の53ページにつながっていきますが、内訳ということでございますが、これ小学校費で現在、学習支援員3名、特別支援員5名が今、支援員として働いております。

54ページの10款3項2目教育振興費の4節共済費、これの教育環境充実事業、これ支援員でございますが、現在中学校費、学習支援員1名、特別支援員1名、各1名ずつでございます。実績とあと3月までの見込みを算定しまして、今回の減になっております。

続きまして、55ページ、10款4項1目幼稚園管理費の賃金の一時預かり事業100万円の減額でございますが、当初一時預かりの採用として3名予定しておりましたが、現在今の実績で2名となっております。現在も引き続き1名募集している状況でございますが、現時点の見込みで100万円は不用と判断いたしまして、減額計上しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時09分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時11分)

5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、休憩の中でも話させていただいたんですが、各小学校に1名ずつの支援員、そして特別支援員ということで兼次、天底に1名ずつと、今帰仁小学校に3名というところの説明がありましたけれども、実際これで十分足りているのか。本当はもっと支援員の必要性はあるのか。この辺ちょっとお伺いいたします。

学校の数の割には、今帰仁小学校が3名で、天底小、兼次小が1名しかいないというのは、ちょっとバランスが違うのかということもありますので、その辺が不足があるのか。十分今のところの現状では足りているということなのか。お伺いいたします。

それと中学校は各1名ずつということで、理解いたしました。

あと幼稚園の一時預かり事業に関しまして、3名の予定だったということで、採用を予定していたが

2名しか集まらなかったと。実際2名で十分、その基準を満たしているのか。その満たさないままいつているのか。それとも2名でも十分問題ないのか。お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

小学校の特別支援員についてですが、実際現場では足りていない現状です。ハローワーク等にずっと求人は出している状況ではあるんですけども、足りていない状況であります。

幼稚園の一時預かりについても、同様に人数足りていませんが、なかなか時間帯であったり、土曜日の預かりであったりということもあるのか。条件的にどうなのかということも含めて、なかなか応募者がいないような状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時13分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時13分)

5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今実際、学校現場のほうでは、私どもよく確認していますけれども、本当に実際、1人の先生がこの人数の中で、教育をしていくということの中で、やはり支援員の力がどうしても必要です。やはり授業をスムーズにいくためにも、また先生方の負担を軽減するためにも、やはり支援員の必要性というのは、よく私も現場を見たりすると、そういうのをとても認識します。実際今、学校特に今、よく言われているのが個性を持った子たちというのが、今までの基準とは違ってその多様な特性をもった子たちに対して本当に特別支援をしていこうというところで、やはりそういった支援があるからこそ、またこの子達が個性を認められ、また学校がスムーズに進行するという意味でも、この支援員の確保というのはとても必要だと思います。

また、ちょっとこの次の幼稚園の一時預かりに対しても、私が聞いている限り、今帰仁幼稚園に関しては、何名かその支援の対象の子がいるという話も、聞いている限りなので何名かと言われたら、ちょっとわからないんですが。いるという話も聞いているので、やはりこの子達の特別支援をする上では、やはり人数の確保というのは、やはり子供を1人で大人数を見るというのは、とても大きな負担になっていますし、また子供達の成長の過程の中で、適切な支援を受けるとというのが、やはり今後、大人になったときに、ひきこもりの対策になったり、いろんな意味で社会のつながりを維持するためでも、この支援員の本当に幼いときからの対策が必要だと思います。

実際、職安に出しているけどそろわないと。これある意味、賃金が低すぎるからではないかと。とても大切な仕事でありますし、とても子供にかかわるということでは、本当に神経を使う仕事であると。その仕事がある意味、賃金と働くその内容とでミスマッチを起こしていないか。その辺、再度お伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

ただいま議員がおっしゃられたとおり、細やかな支援が必要な園児、児童、生徒おりますが、確かに待遇的などころ、賃金が適正かどうかということなんですけども、昨年度よりは、今年の4月に賃金の

改正がありましたので、改善はされておりますが、適正かどうかについては、現在募集をかけてもエントリーがない状況もございますので、見直しが必要なのか。集まらない原因がそこなのかどうかというところも含めて、検討は必要かと思えます。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ただいまの5番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** 今、いろいろ賃金体系も含めながら検討していきたいという中で、やはり先ほどからいろいろな質疑の中で、北山高校が健康促進プロジェクトとか、キャリア教育という、本当に伸ばすところに重点的に予算もつけていることもよくわかります。ただやはりこの北山学園プロジェクトの中には、今帰仁村のすべての子供達がその中に入っていると。そういう意味でもそのキャリア教育を目指すところも大切、これは大切です。ただそこには本当にいろいろと個性を持った子供達が本当に支援を必要としている。それはある意味、北山学園プロジェクトの中の一環として取り入れるべきだと思いますし、すべての村民、今帰仁村の子供達が必要な支援を受けて、そしてその支援がある意味、大人になったときに、支えとなって活躍ができるように。伸びる子はどんどん伸ばす。でも支援が必要な子は、やはり行政として支えていくということを考えたときには、この支援員、職安に出しているから出しても来ないんだよということで済ますのではなく、どうしたら集まるのか。そしてただ集めればいいのかというのではなく、やはり質の高いこういった支援事業をしていくためにも、もう少し知恵を絞って、ただ待ちの姿勢ではなく、探しに行くぐらいの気持ちで臨んでいただきたいんですが、今後もう一度、この件に関してお尋ねいたします。

○ **座間味 薫 議長** 桃原秀樹学校教育課長。

○ **桃原秀樹 学校教育課長** ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

議員がおっしゃいますように、足りていない状況をどうにかしたいというところもありまして、名桜大学とか、声かけ等もやっているんですが、次年度に向けてということになりますが、どうしても中途だとなかなか集まりにくいというところもありますので、年明けから保育等の免許がとれる県内の大学について募集をかけていく。現在今、この文書を発出する準備中でございます。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。1番島袋 誠議員。

○ **1番 島袋 誠 議員** 歳出56ページ、10款5項5目11節需用費、先ほど3番の與那嶺 透議員からも質疑があつて、課長の説明でもおおむね理解はしたんですが、岩手県山田町龍神丸説明版について、お伺いいたします。

先ほどその件については理解いたしました。その歴史文化センター、入り口の右側にあると思いますが、今後もそこに常設する形で、この船は置いて説明版を置くかどうか、お伺いいたします。

○ **座間味 薫 議長** 与那 満社会教育課長。

○ **与那 満 社会教育課長** 1番島袋 誠議員の質疑について、ご説明いたします。

56ページ、5目歴史文化センター、11節需用費の龍神丸説明版の件でございますけれども、先ほどの議員のほうに説明しましたが、船自体もこのほうに、客が来る場所に置いたほうがふさわしいかということで協議して、ここに置いている状況でございますので、これからも引き続き、ここに置くということで

考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 1 番島袋 誠議員。

○ 1 番 島袋 誠 議員 今後も置くということで、これ7年前の2011年の東日本大震災でずっと漂流していたということで、後ろの部分を今向いていると思いますが、いろいろと貝殻などくっついて、それを風化させない意味でも、非常に重要なことだと感じています。そこで以前、2週間前ほど行った際に、この船と一緒にというか、横にサバニが置いていたと思います。以前からサバニがあって、その横にその船が来たと認識しているんですが、サバニのほうも今現在もそこにあるかどうか。お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

「サバニもございますか」ということでございましたけれども、現在は移動したということは聞いておりませんので、そこにあるということで案内してあります。

○ 座間味 薫 議長 1 番島袋 誠議員。

○ 1 番 島袋 誠 議員 現在もサバニがあるということで、修学旅行とか、中学生、高校生を中心に、あと民泊の今帰仁村で民泊をやる子達も今、今帰仁城跡のほうに行くような流れになっているんですが、そこで私は修学旅行生と行った際に、今は仮設で掲示板、板にラミネートで張ってやって、これでも説明はわかって、さらにきれいなものにするということでもいいとは思いますが、この生徒がサバニのことをそうだと、結構勘違いするんです。この船ではなくて、サバニがこの木のサバニがすぐ横にありますので、場所をもしスペースの問題もあると思いますが、そのサバニを移動するか。もしくはまたサバニのほうにも説明板があって、これは例えば「沖縄からの昔の船です」というふうにないと、ちょっとこのサバニのほうも漂流、流れついた船なのかという、木のつくりでちょっと勘違いしてしまうのかなという恐れもありますので、それについてサバニのほうももし今後、説明版をつくるか。もしくは移動するか。どちらか検討していただけないかと思いますが、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

今補正につきましては、サバニの説明版については検討しておりません。

民泊で今帰仁城跡を訪れる方が非常に間違えやすいという話もありましたけれども、龍神丸については、全くサバニとは構造的に違いますので、これからしっかりときちんとした説明版があれば、見分けがつくかなと思います。

そしてサバニの移動については、現在できましたら、沖縄県の歴史もありますので、そういったものをまた置いておくのか。そこにまた説明版をつけるのか。これから検討させていただきたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9 番山城 太議員。

○ 9 番 山城 太 議員 47ページの22節補償、補填及び賠償金9,048万4,000円、これどのような内容なのか。詳細の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 9番山城議員の質疑に対して、ご説明いたします。

8款2項3目22節補償費につきましては、今、幼保連携の建築工事を行っておりますが、その前の島政アパートの補償になります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 アパート1件のみの費用になりますか。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

アパートのみだけです。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳出7款から10款までの質疑を終わります。

日程第4. 「議案第49号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」を議題とします。

歳入、歳出、一括で行います。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議案第49号について、質疑いたします。

7ページ、歳入10款繰入金、1項他会計繰入金、1目他会計繰入金、職員の給与67万2,000円とありますが、これの説明ですね、繰入金の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 11番嘉陽 崇議員の質疑について、ご説明いたします。

今職員が3名おります。その職員の給与等の見込んでいた額等の増額補正となっております。以上であります。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ただいま3名の職員給与ということで理解しました。他会計の繰入金となっておりますので、この会計ですね。どこからかということの説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

歳出科目で、先ほどの一般会計のほうから繰り出して、こちらのほうに入ってくるようになります。以上であります。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 先ほど、同僚議員からも質疑がありましたけれども、再度7ページの歳入1目の他会計繰入金、3節で67万2,000円となりました。補正前から同額含めて1億6,767万円という計上がありますけれども、これは毎年大体この規模を一般会計から繰り越ししてきているのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時32分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時34分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

他会計の繰入金につきましては、職員の給与、年齢による給与もありまして、今回またその年齢層にもよりますけれども、大体前年今、ありますとおり、この額でこちらにある前年額でよろしいかと思っております。含めてになりますけれども、給与以外にも基盤安定繰入金ですとか、出産だとかいろいろとそういう金額等も含まれているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時35分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時38分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

手持ち資料が今、平成28年度決算、それから平成29年度決算で申しますと、平成28年度で約 2 億8,000 万円、それから平成29年度で約 3 億円ということでございまして、現時点で 1 億6,767 万円というところで、これからまた決算というところでふえてくる可能性はあろうかと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5 番座間味邦昭議員。

○ 5 番 座間味邦昭 議員 今、説明いただきましたけれども、今の時点で 1 億6,700 万円と、過去の繰入金でいくと平成28年度が 2 億8,000 万円で、そして平成29年度がまた 3 億円の大台にのったと。実際今度、平成30年度おおよそどれぐらい見込んでいるのか。そしてまた他の会計から繰入金ということなんですけれども、これ一般会計からだけなのか。どういった会計からここに入っているのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

財政事情も厳しい中から一般会計から出していただいているところでございます。これにつきましてはまた予防事業等を通しながら、抑制に努めていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時40分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時41分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

先ほど、繰入金につきましては、ちょっと説明不足がありました。一般会計からということになります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時41分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時43分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

平成30年度どれぐらいの繰入金かということでございますけれども、なかなかちょっとこちら努力もし

ながらなので、今ちょっと具体的に数字で示せないということであります。以上であります。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、説明の中で一般会計からの繰り入れと。そして平成30年度に関してはまだ予測がつかないと。いっても特別な改善はないと思うので、大体おおよそその形でいくのかと思ったりはするんですけども、これ今後、あと5年考えたときには、まだ増になっていくということなのか。今、村の歳入の一般会計の60億円余りの中で3億円以上を負担していると。実際これを改善していくためには、どういった方法があるのか。長丁場ではあると思いますけれども、ある意味国民健康保険なので、ある意味雇用の場を確保すれば、社会保険に変わるということでも少しは改善につながる、一つの策なのかということが、その辺を含めて答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 5番座間味邦昭議員の質疑に対して、ご説明いたします。

国保の会計について、厳しい状況にあるというのは、我々としても認識しておりまして、先ほど言われたような何か村内の雇用をふやすことで社会保険のほうに移していくという話もありますし、健康づくり、村民の皆さんの健康づくりを進めることで、事実上、医療にそんなにかからなくても済むようになれば、それだけ医療費も削減されて、国保のほうも少し財政がよくなるですとか。そういったこともあらゆる施策を動員しながら、しっかり国保財政の面についても、少しでもよくなるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの5番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、副村長のほうから答弁をいただきました。本当に実際この国保の運営というのは、すごく厳しい状況であると。本当に一般会計の中からこの3億円余りを出すというのは、補助率からいくと、もし3億円のお金があったら、30億円の事業ができたんじゃないかというような3割負担で考えても、30億円の事業ができたことが、この国民健康保険の運営で3億円いくと。そしてこれすぐ改善するものではないです。本当にそういう意味では、これは国保だけの問題ではなく、今言った社会保険料含めて考えると。やはり雇用の場を早くつくらなければいけないと。これ本当にあした、あさってでできる話ではない。本当に腰を据えて今帰仁村としてどうやっていくかということ、福祉保健課だけの問題ではなく、経済課、企画財政課、全体でとりかかるようなことをしないと、負の遺産だけを、次の世代に移してしまうような状態になる。それがあつた意味、先ほど言った大切な支援を求めるところに支援が行き届かないということにもなりますし、何と申しますか、そういう意味でも全庁舎挙げてまた議会も含めて、村民も含めて取り組んでいかないといけない。またこの前、条例の中でも健康長寿村でしたか。あれもだから主体的に村が取り組んでいって、本当に健康を呼びかけるとかしていかないと、いろんな側面から国保税の繰り入れを少しでもとめるためには、本当に福祉保健課が条例を定めたんだから、それを積極的に主体となった取り組み、また経済課、企画財政課、村も全体がその意味で取り組んでいってもらいたい。そういう意味でも、もう一度この繰入金に関して、今後の見通し、そして今後の対策を含めて、今考えられているものについて、お伺いいたします。



○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 5番座間味邦昭議員の質疑に、お答えいたします。

ご承知のように国民健康保険運営は、特別会計ですから、本来一般会計からの繰り入れはできるだけしない、少ないほうがいいというのは決まっています。ただこの国保事業は一般会計と違って、一般会計は歳入を確保して、それに合わせて歳出は組んでいきます。ですから歳入が足りない場合には、事業を縮小したり、あるいはまた歳入がふえる場合には、事業の拡大その他いろいろやりますけれども、今、村内の国保加入者は自営業とか農業とかあって、非常に国保の課税がちょっと社会保険に比べて低いと。その中でじゃあこのいわゆる国保加入者の納める税と、国、県から来る交付金、それで足りない分は本来、一般会計から繰り入れしなければ、税を上げないといけないわけです。今の今帰仁村の状況は、いわゆる一般会計から繰り入れをしないで、税を上げるとなると、逆にまた負担が重すぎてということでもありますので、ここ数年かなり一般会計から繰り上げが伸びているわけですがけれども、質疑のとおり、これはやはり健康づくりというのは、もちろん行政の責任ですがけれども、行政だけではなくて、今回健康長寿村づくり条例もつくりまして、議会、一般村民含めて、みずからの健康はみずからまたつくっていかうと。村としてはまた健康づくり事業、いろいろ取り組みをさらに強化しながらやらないと一気に一般会計からこれをなくするという事は、今の状況で非常に厳しいので、総合的な先ほどありましたように、国保加入者の就業の場の拡大とか、あるいは所得の向上とか、国保の税の増額とか含めて、検討していかないといかんと思いますけれども、医療費かなり伸びていますけれども、私が知る限りここ十数年、国保税の改正についても、ほとんど行われていませんので、税の改正も含めて総合的な施策をして、できるだけ一般会計からの繰り入れを抑えるように努力していきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5. 「議案第50号 平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

歳入、歳出、一括で行います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午後3時51分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後4時42分)

本日の会議時間は、議事進行の都合により、あらかじめこれを延長します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

よって、本日の会議は延長いたします。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後4時42分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時16分)

日程第6. 「議案第41号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第41号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第41号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第42号 今帰仁村公共施設等総合管理基金条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第42号 今帰仁村公共施設等総合管理基金条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第42号 今帰仁村公共施設等総合管理基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第43号 今帰仁村健康長寿むらづくり条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第43号 今帰仁村健康長寿むらづくり条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第43号 今帰仁村健康長寿むらづくり条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午後5時19分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後5時19分)

ただいま上原祐希議員ほか、9人から「議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」に対する附帯決議が提出されました。

本決議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることについて、採決します。

この採決は起立によって行いますが、起立しない議員の取り扱いについて、お諮りします。

起立しない議員は本件に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

異議がないので、そのように決定いたします。

それでは、本決議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「全員起立」です。

したがって、この決議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第1. 「決議第5号 議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁

村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員

決議第5号

平成30年12月25日

今 帰 仁 村 議 会  
議 長 座間味 薫 殿

提出者	上 原 祐 希
賛成者	島 袋 誠
〃	與那嶺 透
〃	座間味 邦 昭
〃	吉 田 清 尊
〃	玉 城 みちよ
〃	與 那 勝 治
〃	山 城 太
〃	與 儀 常 次
〃	嘉 陽 崇

「議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」に対する附帯決議

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」に対する附帯決議

今回提案された議案第45号について、利用料・使用料全般において、指定管理者と協議のうえ決めなければならない。

よって、下記の事項を提案する。

記

利用料・使用料全般において、上限額撤廃を検討し、上程することを求める。

以上決議する。

平成30年12月25日

今帰仁村議会

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これより「決議第5号 議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議」について、採決を行います。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取り扱いについて、お諮りします。

起立しない議員は本件に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

異議がないので、そのように決定いたします。

それでは、「決議第5号 議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議」を採決します。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「全員起立」です。

したがって、「決議第5号 議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議」については、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午後5時25分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後5時25分)

日程第10. 「議案第46号 今帰仁村立学校設置条例及び今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第46号 今帰仁村立学校設置条例及び今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第46号 今帰仁村立学校設置条例及び今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 「議案第48号 平成30年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題といたします。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第48号 平成30年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第48号 平成30年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 「議案第49号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第49号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第49号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 「議案第50号 平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第50号 平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第50号 平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 「議案第51号 平成30年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第51号

#### 平成30年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村一般会計補正予算(第8回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,347万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月25日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,788,514	4,959	1,793,473
	3 県 委 託 金	37,525	4,959	42,484
歳 入 合 計		6,918,514	4,959	6,923,473

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		1,100,008	4,959	1,104,967
	4 選 挙 費	22,064	4,959	27,023
歳 出 合 計		6,918,514	4,959	6,923,473

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 本案について、私のほうから説明申し上げます。

予算書の6ページをお願いします。16款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金、補正額495万9,000円につきましては、1節総務費委託金の総務費県選挙委託金(選挙管理委員会)の県民投票の歳入分でございます。

続いて歳出につきましては、7ページをお願いいたします。2款総務費、4項選挙費、12目県民投票管理費、補正額495万9,000円につきましては、1節報酬の163万9,000円と、7節賃金の168万3,000円が主なものでございます。以上、説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第51号の件に関して質疑いたします。

今、歳入、歳出の説明がございましたが、今回7ページ、歳出12目の県民投票管理費、県民投票を行うにあたっての経費だと思いますが、改めてもう一度、県民投票をやる目的、意義等を県の条例に定めてはあると思いますが、村のほうから見解のほうをお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えいたします。

県民投票をする意義だということだと理解してはいますが、今回の県民投票につきましては、地方自治法の直接請求、条例の制定の請求という第74条に基づきまして、地方公共団体の議会議員及び長の選挙権を有する者の、総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から請求することができる。ということに基づくものであります。

新聞等でご承知かと思いますが、平成30年9月5日付で、沖縄県条例制定請求代表者、元山仁士



郎さんほか32人から地方自治法に基づいて請求をされております。その結果、50分の1を大幅に上回る、沖縄県の有権者、現段階で115万人余りですが、その50分の1、約2万3,000名の約4.5倍の10万人の署名が集まりまして、それで県知事に条例の制定を行ったところであります。

そして、県民の代表である県議会で審議した結果、いろいろと議論はあったと思いますけれども、条例が制定されましたので、その請求者そしてまた条例の決定を尊重して、しかもまたこの県の条例で事務の処理という特例がありまして、第13条により、この投票者資格者名簿の調製、投票及び開票の実施、その他については、第252条17の2の規定により、市町村が処理するということが条例で決められておりますので、村長としてはこの請求者の意思、そして県民の代表である県議会の条例の決定を尊重して、今回の県民投票を実施するための補正予算を提案した次第であります。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、村長から聞きました。正しく地方自治法にのっとって、直接請求が起こされて、その法律にのっとって行われていくという住民がまさしく直接起こせるということでは、すばらしい法律であると。ただ今回、私がどうしてもちょっとひっかかる部分があるというのは、やはりこの選挙、住民投票、民意を問うというところで辺野古移設の反対か賛成かという二者、二つの選択の中から選ぶ。実は私もいろいろと考えている思いがありまして、本当に陳情案件でも出てはいるんですが、普天間基地の早期返還というのは、やはり県民みんなが思う思いであると。そういう中でこの辺野古の問題というものが、どうしても現実と理想の狭間で揺れ動いている。特に沖縄の選挙、特に知事選など含めてそうなんですけれども、現実をとるのか、理想をとるのかという中で、いろいろと県民が揺れ動きながら、保守、革新という一つの政治的な中で揺れ動いている。私も今回の住民投票に関しては、全く住民が起こす権利としては、全く否定しないです。正しいと思います。ただ、選択の中に、私みたいに「普天間は早く返してもらいたいけど、それが現実、返すためには、どうしたらいいのか」というところで、すごく苦渋の選択をする。でもただ選択の中に「喜んで受け入れるわけでもないし」、ただ辺野古が反対という、現実問題、普天間の問題が出てくると。すごくそういった中で揺れ動く県民の一思いがあるというところで、この2つの選択に、私のような考えを持った選択ができない。苦しいというのか、今極端に2つ、白か黒かというのが、右か左かわかりませんが、その極論で結論を出すのが、とても難しい今回の県民投票になっているような気がするんですが、この件に関して、村当局の見解をお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えいたします。

先ほど議員から質疑がありましたけれども、今回の条例は普天間飛行場の問題を問うことではなくて、この条例の沖縄県の条例が公報に掲載されておりますけれども、辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例でありますので、私はやはり県議会の中でいろいろと議論はあったということは、マスコミ等でも聞いております。二択では狭いのではないかと、四択にすべきだとか。しかしこれは直接請求した代表の方々は、いわゆる辺野古の米軍基地建設のための是非を問う条例の請求でありますので、しかも二択で請求をして、署名も10万人、二択で集めておりますので、県民の代表である県議会でいろいろと議論はあったにしても、県議会の条例の決定を尊重して、今回の県の条例どおり、補正予算を計上し

て、村内でも賛成の方もいらっしゃるし、反対の方もいらっしゃると思いますけれども、これは投票という声を通じて、明確に示したほうがいいのではないかと考えております。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今回、そういった請求、法律に基づいてやったことに関しては、何ら否定するつもりもないですし、そういった住民の声を届けるという意味でも、その権利を使ってやっていくというのは、なんら否定するところでもないです。ただ、私は県民の思いの少なからずの中で、どうしても私のようなとてもこの二つの選択では、とても苦しい選択。私の選択はどこを選んだらその思いが伝わるのかというのが、とてもちょっと難しい、ある意味県内の幾つかの中での議論の中でも、やはりアンケートなどでもそうですけれども、民意を問うとき、本当にニーズを聞くときには、最低でも3、4もしかしたら6まで選択をする部分が、そうすることによってニーズが調べられる部分がある。ただ今回のとても難しい、これは今まで沖縄県内でもずっとこの議論が続いていて、なかなかどうしていいか、選択がつかない。住民も常に揺れ動いている。そのときはこの判断だったけれども、今はこの判断であるという中で揺れ動き、その揺れ動いているその思いが、このどうしても県民投票の中に選択の幅が狭いという思いでは、自分のようなちょっと思いがなかなか伝わらないというところで、今回どうしてもこの県民投票、県民投票をすること自体は、何ら否定するつもりもないし、それは住民が起こした請求に関しては、十分その制度を使えばいいと。ただその選択の幅が狭いというところで、私のような民意が反映されるのかというところでは、ちょっとどういう選択をしていいのかが私はどうしても厳しい。

少なからず、私の周りに聞いていても、結構「基地が賛成」という人はほとんどいないです。みんな苦渋の中で選択を迫られている。その中で揺れ動きながら、今回はこういう結論を出した。でもやはりここじゃないかという揺れ動きの中で、県民は常に動いているということでも村長、私のような民意はどのようにすくい上げたいか。これは県が上げたものではありませんけれども、一応村長のほうにもお伺いをしながら聞きたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えします。

先ほど答弁したとおりですが、村長としてどうかということと言われても、先ほど答弁しましたように、これは地方自治法に基づいて住民請求の権利があるわけです。これもご承知かと思っておりますけれども、従来はかなりハードルが高くて、確か3分の1だったと思っておりますが、かなり緩和して、いわゆる決定するのは議会であるとかありますけれども、やはり今は原発の問題とか、いろんな問題、地方にはそれぞれさまざまな問題がありますけれども、やはり住民の声を直接請求という形で、意思表示をして、それを法的な拘束力はないかもしれませんが、行政に反映させて、また政策の展開する自治体もあるわけですから、今回は先ほど答弁したとおり、この請求者が二択で署名を集めて10万人余の署名を集めて、それが四択で集めて、しかも県議会で四択で決定すれば、村長としてはその県議会の決定を尊重して、提案もするわけですが、先ほど答弁したとおり、あくまでも直接請求者、しかも10万人という多くの県民が請求をして、これを県議会でも確かに今、座間味議員が指摘されたように、二択では狭いとか。四択にすべきとか。普天間の固定化はどうなるかといういろんな議論もありましたけれども、今回は明確に普天間の固定化を

問うとかではなくて、辺野古への新基地建設に「賛成」か「反対」かという非常に明確に意思表示を県民に提案しているわけですが、かなりいろいろと判断は難しいという方もいらっしゃると思いますけれども、仮にそういう声があれば、今度はまた四択で請求することも手続上、可能なわけですから、今回は県議会で決定したこの条例を尊重して、それに伴う県民投票を今帰仁村で実施するために、県の条例に基づいて、市町村が有権者名簿の調整、それから投票、開票の事務をしなければならないという県民の代表が多数決であっても、決定した以上は、私は県の条例を尊重して今回、提案した次第であります。

○ **座間味 薫 議長** ただいまの5番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** 今、村長から答弁をいただきました。まさしくそのとおりで、条例で定まっている以上、その内容がどうかというよりも条例のとおり守る、粛々と予算を執行してこれをやるという意欲はよくわかります。ただ今回の県民投票に関して、私のようなとてもこの2つの選択だけでは、思いが伝えきれない有権者もいると。またある意味、従来どおり議員や首長を選ぶ選挙というのは、ある意味人物の中でいろんな100%ではないけれども、これに近い考えだとか、そういう中で選択をしていくことは十分あると思いますけれども、ただ今回の県民投票に関しては、はっきり「賛成」か「反対」かという、余力がないところに、とても判断が難しいと。そういう意味でも、今回の請求、条例が提案されて住民からの直接請求というところで、その手順を踏んだ形での県民投票に関しては何らその手続論に関しては否定をするつもりもないですが、ただ私のようなちょっと思いを持った方もいるというところで、今回いろいろと意見があるのは事実です。それが今回の難しさです。いろんな意見がある。そういう意味でも私のような意見があるというところで、今回ちょっと判断がつけられないような状況であると。

それぐらい何回も言わないと、私の思いというのは違う形で解釈されてしまう。それがやはり難しさであると。そういう意味でも私は何ら「普天間基地を残して」とかというつもりもなければ…。そういう意味でも今回の件は、私にとってはちょっと判断がつきにくい案件であるということだけはお伝えしてから、この質疑を終わりたいと思います。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ほかに質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** 議案第51号について、先ほどからいろいろとありますけれども、村長にお伺いします。

この議案は県民投票をする予算を県から委託されてということでありますよね。予算を「否決」するか、「可決」するか、「通すか」、「通さないか」の議案だと思っています。この前この県民投票を立ち上げた弁護士の勉強会も行ってきました。その中において、議会で否決されても、議会再議もできる。きょう本部町も再議しました。その再議、そのとき否決されても、次は村長は議会の意思に関係なく、村長の腹一つで専決処分できるということですので、もし首長が専決処分しない場合は、住民からこの投票についてのできなかつたということで、住民から賠償請求を受けることでもありますので、それと今帰仁村でできない場合は、県が直接投票事務を携わってできるということでありました。それで村長に確認いたします。

議会で賛成、反対、反対されても、議会否決されても、首長の意思で専決処分できますけど、これについてどう思いますか、伺います。否決されても、専決処分する覚悟があるのか。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 10番與儀常次議員の質疑にお答えします。

議会で否決された場合ということですが、私は丁寧に説明をして、先ほどからも今回の県民投票条例について、しましたので、いろいろと議員の考え方もあるというのは、先ほど座間味議員からも質疑がありました。その意見もわかりますけれども、私は今回の議会でぜひ承認してもらいたいと思っていますので、否決されるとか例えの話ではお答えすることはできません。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 村長の意思が、大体わかってきました。いろいろマスコミ等、宮古島市、別の地域もいろいろと出ています。この首長も今後は専決処分するかどうかになってきますので、投票は2月24日ですので、その前に県がいろいろと出てくるでしょう。各自治体ですね。本部町も反対多数で否決されているけど、きょう全会一致でやりました。それで2月24日、できない市町村は県が執行します。ということがありましたので、ぜひこれ通ったら、即時にできるようにお願いしたいと思います。再度、こっちで村長が言うように、可決されたら一番いいことです。万が一否決された場合、専決処分ぐらいする度胸があるか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 10番與儀常次議員の質疑にお答えします。

仮定の話には、今はお答えできません。先ほど答弁したようにこの県民投票条例は、地方自治法に基づいて、直接請求という権利があるわけです。それで先ほど答弁しましたように、元山代表ほか32名から10万余の署名を集めて、県知事に直接、条例の請求をして、県議会でもいろいろと普天間の固定化の問題、それから二択、四択ありましたけれども、請求した人たちが署名を集めて、この二択で提案をして、辺野古に新基地建設「反対」か「賛成」ということで、明確にうたわれています。そして県議会でもいろいろとありましたけれども、県民の代表である県議会で多数決ではあつたけれども、決定した以上、私たち県民は条例を守る。特に村長は今回の県民投票条例にも、先ほどからお答えしましたように、「有権者名簿の調製、それから投票、開票の事務は市町村が行うこと」と、明確に書いてありますので、ぜひ議員の皆さん、理解してもらって議会で承認すれば、専決とか再議とかということは全く検討の必要もないと思いますので、ぜひ議員の皆さんにご理解をお願いしたいと思います。ご承認いただきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 村長の想いが通るようにみんなで、全会一致でできるように頑張っていきたいと思います。終わります。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議案第51号、県民投票の補正予算、これについて質疑したいと思います。

私は去る県知事選挙で県民の辺野古埋め立ての民意を問われたと、「反対」だということが決定的であると確信しております。その中において、今回住民投票ということで、「反対」か「賛成」ということであるんですが、予算も組まれております。このことに対して、再度決める、住民投票をやる必要があるの

かと、自分の中でも矛盾している考えが、どっちなのかと思っていたりもします。先ほど村長が基地問題、これは辺野古の問題だけであって、普天間は関係ないんだというんですが、中にはこの県民投票によって普天間が固定してしまうのではないかと感じてしまっていて、とても疑問が残っております。普天間は絶対に固定化してはいけないと思います。

普天間の近くで学校、ヘリコプターから荷物が落ちてきたりして、恐怖におびえている小学校もあるわけです。だから絶対に固定化があってはいけないと考えております。この中でも、「反対」「賛成」この2つだけでは、やはり少数の意見というものもあると思います。今、沖縄県民は日本でいうと1.1%ぐらいの人数であります。その人数の中で、自分たちの沖縄の民意が伝わらないのも事実であります。そういった中で県民投票をやるということが、やはり少数の意見、ぜひとも少数の意見を酌み取ってもらいたいと考えております。

この中で村長、補正を組んで県民投票をやるわけではありますが、この補正予算について、見解を伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 11番嘉陽 崇議員の質疑にお答えいたします。

去る県知事選挙で民意が示されたのではないかとということだと思いますが、確かにそういったのは中にはあったと思いますが、県知事選挙は辺野古の争点だけが争点ではなくて、教育、福祉、文化、産業含めて、すべての政策について、それぞれの候補者が政策を出して、それを県民がその政策、あるいは人物等を見て、投票した結果でありますので、県知事選挙で辺野古基地建設に反対する知事が誕生したからといって、今回の県民投票条例が意義がないということではないと思います。私は「普天間はどうでもいい」ということは言っていません。私は政策の中でもこれ以上、沖縄に基地の過重負担すべきじゃないということで辺野古基地建設には明確に政策、村長選挙の政策でも明確に打ち出して、議会答弁でもそのように明確にしております。

普天間についても、即時、私は5年以内ではなくて、「即時運用停止」すべきだという考えを持っております。ですから、県民投票条例については、あくまでも村長の考えとかではなくて、今回の約500万円近くの県民投票にかかる予算についても、全額県が負担するわけです。ですから条例に基づいて、市町村が事務を処理しなければならないということですから、県知事もこれを審議して決定した県議会も結局、有権者、県民が選んだ代表なんです。多数決であっても、この決定は尊重しないとイケないし、やはり主権者は私たち首長や議員ではなくて、やはり国民であり、県民であり、村民であり、有権者だと思っておりますので、この県議会で条例を決定したものを遵守して、その県条例を県民投票という形で予算を県からこの歳入に入っております、今回の経費もすべて100%、県の予算でありますので、直接村の負担ということはありませんので、ぜひご理解をいただいて、提案どおり承認してもらいたいと私は考えております。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 そうですね。地方自治法の中で、住民が起こした請求でこの県民投票が実施に向けて動いているということでもあります。これは私も否定しません。そうであると思います。しかし、

基地で自分の親戚でもありますが、お父さんはアメリカに帰ってしまいました。息子は今現在、基地で働いております。基地がなくなると彼らの仕事もなくなってしまうわけです。でもやはり、こうした人たちの仕事、雇用もしっかりと考えて、少ない人の意見も酌み取れるような形であってほしいと考えています。自分の意見で終わることはよくないと思いますが、これで終わりたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 6 時01分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 6 時02分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第51号 平成30年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を採決いたします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取り扱いについて、お諮りします。

起立しない議員は本件に対して反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

異議がないので、そのように決定いたします。

それでは、「議案第51号 平成30年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を採決します。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「議案第51号 平成30年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 6 時03分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 6 時04分)

日程第15. 「陳情第3号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。座間味邦昭総務文教委員長。

○ 座間味邦昭 総務文教委員長

平成30年12月25日

今 帰 仁 村 議 会  
議 長 座間味 薫 殿

総務文教委員長 座間味 邦 昭

### 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、12月18日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

#### 記

#### 陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第3号	普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情	採択すべきもの	「世界一危険な普天間基地」の所在する宜野湾市は、沖縄建白書実現を求める活動を、2015年年頭から取り組んできた。 政府が県民に約束した「普天間基地5年以内の運用停止」の期限が迫ってきている。命を脅かされている住民、とりわけ基地被害におびえる子供たちが、安心安全な生活を送ることができるよう要望する。	

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第3号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情」を採決します。  
本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第3号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情」は、委員長報

告のとおり採択することに決定しました。

日程第16. 「意見書第2号 米軍普天間基地の5年以内運用停止の遵守を求める意見書」を議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員

意見書第2号

平成30年12月25日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者	與那嶺	透
賛成者	島 袋	誠
〃	上 原	祐 希
〃	吉 田	清 尊
〃	玉 城	みちよ
〃	與 那	勝 治
〃	山 城	太
〃	與 儀	常 次
〃	嘉 陽	崇

米軍普天間基地の5年以内運用停止の遵守を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米軍普天間基地の5年以内運用停止の遵守を求める意見書

普天間基地の5年以内の運用停止については、安倍晋三首相が普天間基地負担軽減推進会議の第1回会議（2014年2月18日）において、沖縄県民全体の思いとして、しっかり受け止め、「政府としてできることは全て行う」と述べるなど、政府としての見解が示されてきたところである。

普天間基地はその運用による騒音被害とともに、昨年来、立て続けに起きた普天間基地所属の米軍機の墜落、エンジントラブル、部品落下事故等により、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている地域住民は、常に生命の危険にさらされ続けている状況である。



よって本村議会は、命を脅かされている地域住民、とりわけ基地被害におびえる子どもたちが、安心安全な生活を送ることができることを心から願い、「5年」の期限を迎える2019年2月18日には、「普天間基地の運用停止」を確実に実現することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月25日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣

○ 座間味 薫 議長 「意見書第2号 米軍普天間基地の5年以内運用停止の遵守を求める意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第2号 米軍普天間基地の5年以内運用停止の遵守を求める意見書」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第2号 米軍普天間基地の5年以内運用停止の遵守を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第17. 「決議第6号 閉会中の議員研修に関する決議」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。山城 太議会運営委員長。

○ 山城 太 議会運営委員長

決議第6号

平成30年12月25日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者 山 城 太

賛成者 島 袋 誠

〃 與 儀 常 次

〃 吉 田 清 尊

閉会中の議員研修に関する決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

閉会中の議員研修に関する決議

閉会中の議員研修に関する決議について、本議会は閉会中に下記の諸研修事業へ参加することを決議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修  
(平成30年度中に開催される諸研修事業)
2. 北部市町村議会議長会主催による議員研修  
(平成30年度中に開催される諸研修事業)

平成30年12月25日

今帰仁村議会

○ 座間味 薫 議長 「決議第6号 閉会中の議員研修に関する決議」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第6号 閉会中の議員研修に関する決議」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「決議第6号 閉会中の議員研修に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から、目下、委員会においての継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手

元にお配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第19. 「閉会中の所管事務調査申出書」を議題とします。

総務文教委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

日程第20. 「閉会中の所管事務調査申出書」を議題とします。

経済建設委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、経済建設委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回今帰仁村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻 午後6時12分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 吉 田 清 尊

署名議員 玉 城 みちよ